

9-1 〔道等から居室等までの経路〕経路

基本的な考え方

道等から居室等に至る 1 以上の経路を、車椅子使用者など誰もが円滑に利用できる経路として整備します。

また、経路は、単純で分かりやすい動線となるよう計画し、車椅子使用者やベビーカー利用者等が遠回りの動線とならないよう設計することが重要です。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象

「道等から居室等」までの 1 以上の経路を、以下の経路の種別（A、B、C）に応じて、それぞれ次のとおり整備してください。

【経路の種別】

① 条例対象

A バリアフリー経路：条例別表 2 第 9 項

② 法対象

B 移動等円滑化経路：令第 19 条及び条例第 29 条

C 特定経路：条例第 31 条

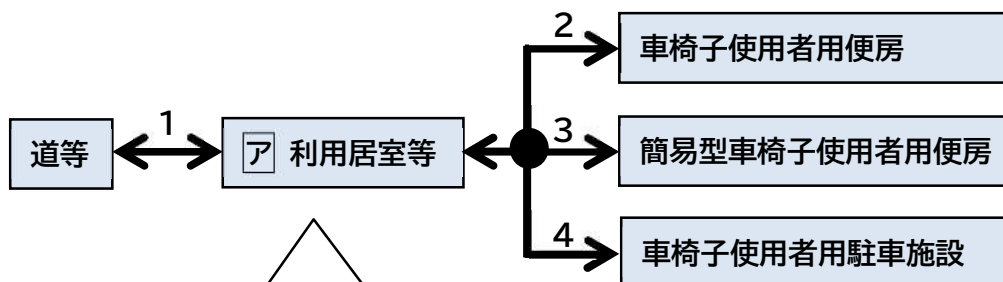
ホテル、旅館、共同住宅及び寄宿舍において
整備が必要な経路

① A バリアフリー経路(条例対象全て)

図
9-1-1

経路の
定義

- 1 「道等」から「利用居室等」までの経路
- 2 「利用居室等」から「車椅子使用者用便房」までの経路
- 3 「利用居室等」から「簡易型車椅子使用者用便房」までの経路
- 4 「利用居室等」から「車椅子使用者用駐車施設」までの経路



ア 利用居室等

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(用途によっては、多数の者)が利用する居室
- ・ホテル又は旅館における各客室
- ・共同住宅又は寄宿舍における各住戸

※利用居室が条例別表2 11の項の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者が利用することができる区画までの経路(条例対象車椅子使用者用経路)を含む。

※「道等」: 道又は公園、広場その他の空地。地形の特殊性から「9-6」道等から居室等までの経路(敷地内の通路)」P159の整備基準に適合させることが困難な場合は、対象建築物等の「車寄せ」とする。

※「上記2、3、4における利用居室等」: 対象建築物等に利用居室等が設けられていないときは、「道等」とする。

※「簡易型車椅子使用者用便房」: 条例別表2 第4項第8号に規定する便房

注意

条例により昇降機の設置が義務付けられている建築物等を除き、
上下階を結ぶ移動経路はバリアフリー経路に含まない。

整備基準

- ・経路上に段又は高低差を設けないこと。
(ただし、「9-4」傾斜路、又は「9-5」エレベーターその他の昇降機」を併設する場合を除く。)
- ・当該経路を構成する「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、「9-2」から「9-6」に掲げるものとする。

② B 移動等円滑化経路(法対象全て)

経路の定義	1 「道等」から「利用居室」までの経路 2 「利用居室」から「車椅子使用者用便房」までの経路 3 「利用居室」から「車椅子使用者用駐車施設」までの経路 イ 利用居室 ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する居室 ※利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路を含む。 ※「道等」：道又は公園、広場その他の空地。地形の特殊性から「9-6」道等から居室等までの経路（敷地内の通路）」P159の整備基準に適合させることが困難な場合は、対象建築物等の「車寄せ」とする。 ※「上記2、3における利用居室」：対象建築物等に利用居室が設けられていないときは、「道等」とする。	図 9-1-2
整備基準	・経路上に段又は高低差を設けないこと。 （ただし、「9-4」傾斜路、又は「9-5」エレベーターその他の昇降機）を併設する場合を除く。） ・当該経路を構成する「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、「9-2」から「9-6」に掲げるものとする。	

② C 特定経路(法対象(ホテル、旅館、共同住宅及び寄宿舍のみ))

経路の定義	1 「道等」から「各客室」又は「各住戸」までの経路 2 「各客室」又は「各住戸」から「車椅子使用者用便房」までの経路 3 「各客室」又は「各住戸」から「車椅子使用者用駐車施設」までの経路 ウ 各客室又は各住戸 ・ホテル又は旅館における各客室 ・共同住宅又は寄宿舍における各住戸 ※移動等円滑化経路と特定経路が重複する部分は、移動等円滑化経路となる。 ※「道等」：道又は公園、広場その他の空地。地形の特殊性から「9-6」道等から居室等までの経路（敷地内の通路）」P159の整備基準に適合させることが困難な場合は、対象建築物等の「車寄せ」とする。 ※「上記2、3における各客室又は各住戸」：対象建築物等に客室及び住戸が設けられていないときは、「道等」とする。	図 9-1-2
--------------	--	----------------

整備基準	・経路上に段又は高低差を設けないこと。 (ただし、9-4「傾斜路」、又は9-5「エレベーターその他の昇降機」を併設する場合を除く。) ・当該経路を構成する「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、9-2から9-6に掲げるものとする。	
------	--	--

図9-1-1 条例対象 A バリアフリー経路

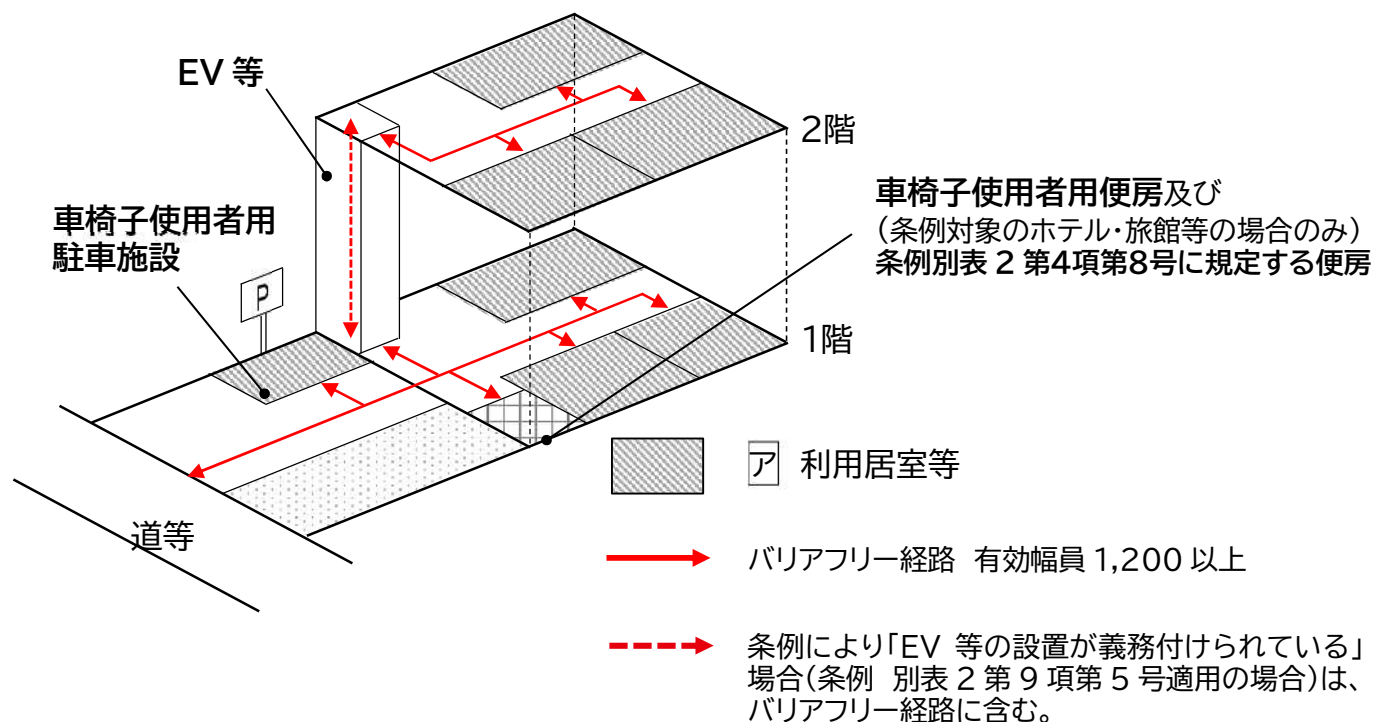
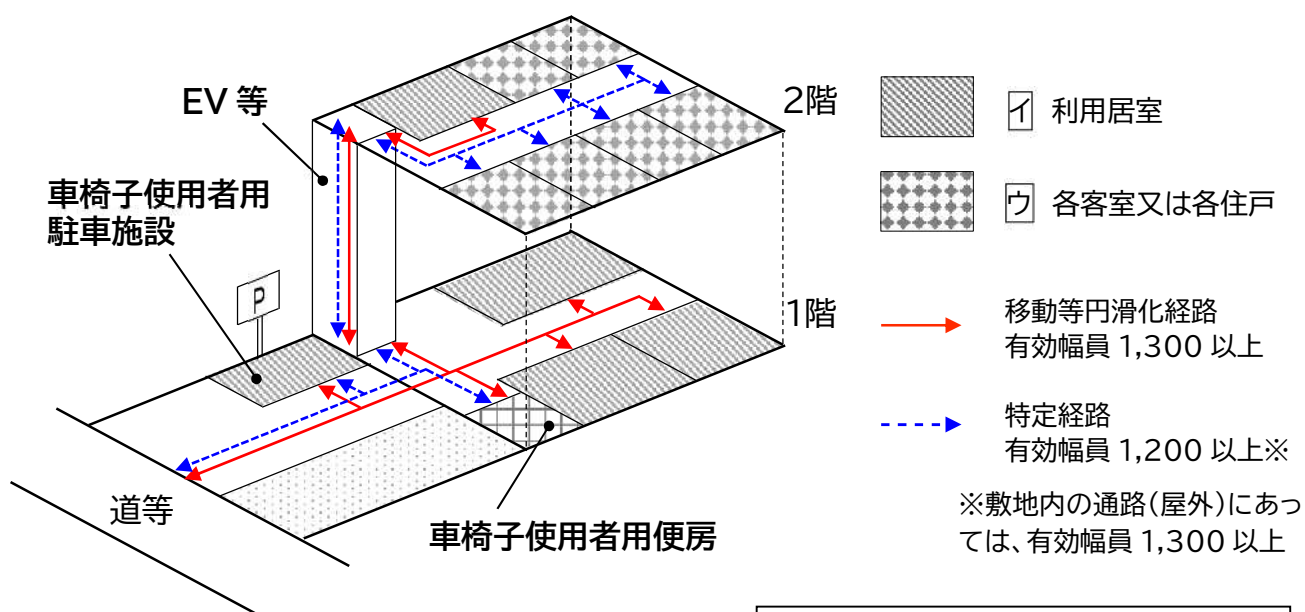


図9-1-2 法対象
B 移動等円滑化経路(法対象全て)
C 特定経路(法対象(ホテル、旅館、共同住宅及び寄宿舍のみ))



※移動等円滑化経路と特定経路が重複する部分は、移動等円滑化経路となる。

9-2 〔道等から居室等までの経路〕 出入口

基本的な考え方

出入口は、車椅子の通行に必要な幅を確保し、戸の前後に段差を設けないようにします。

また、戸の形式やドアハンドルは、車椅子を使用している方・上肢に障害のある方などにとって開閉しやすいものとしします。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 道等から居室等までの経路上の、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する居室等の全ての出入口が対象です。 ● スタッフ専用の区画等になる出入口は整備対象となりませんが、対応することが望ましいです。
------	---

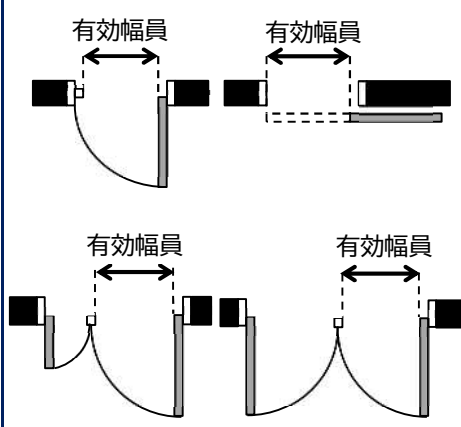
施設	● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 出入口の有効幅員	出入口(直接地上に通じる主要な出入口を除く。)の有効幅員は、<u>80 cm以上</u>とすること。 《令第19条第2項第2号イ》	同左 《条例 別表2 第9項第2号ア》	🔊 具体的な整備内容 ・有効幅員は、扉の引き残しや厚みを除くとともに、親子扉・両開き扉の場合は片側の扉のみで確保する。 
(2) 主要な出入口の有効幅員	主要な出入口のうち1以上は、直接地上に通じるものとし、有効幅員を <u>90 cm以上</u> とすること。 《条例 29条第1号》 《条例 29条第2号》	主要な出入口のうち1以上は、直接地上に通じるものとし、有効幅員を <u>85 cm以上</u> とすること。※ 《条例 別表2 第9項第2号イ・ウ》	🔊 具体的な整備内容 ・9-2(1)「出入口の有効幅員」参照。 <解説・補足> ・主要な出入口とは、施設の玄関に相当し、常時使用する出入口をいう。 ※ 小規模な建築物で、主要な出入口を85 cm確保することが困難な場合、80 cm以上で可とする緩和規定を設けている。ただし、<u>本緩和規定が適用できるのは、条例別</u>

			表1で、条例別表2第9項第9号の規定が 除かれていない場合のみである。
(3) 戸の構造	戸を設ける場合は、自動的に開 閉する構造その他の車椅子使用 者が容易に開閉して通過するこ とができる構造とし、かつ、その 前後に高低差がないこと。	同左	🔊 具体的な整備内容 ・戸の前後には、車椅子使用者が戸の開閉をするための水平面を設ける。 ・戸の見切り等により、やむを得ず戸の前後に段差が生じる場合の高低差は2cmまでとする。 <解説・補足> ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また、自動式の方が手動式より使いやすい。 ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、出入口部分は2cm以下の段差とすること。また、段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
	《令第19条第2項第2号口》	《条例 別表2 第9項第2号工》	

<2> 努力基準一覧

努 力 基 準	
箇 所 (番号は表<1> に合わせています)	内 容
(1) 出入口の有効幅員	◎出入口（主要な出入口を除く。）の有効幅員は、90cm以上とする。 ○出入口（主要な出入口を除く。）の有効幅員は、85cm以上とする。
(2) 主要な出入口	◎主要な出入口のうち1以上の有効幅員は120cm以上とする。 ○（条例対象であっても）主要な出入口の有効幅員は、90cm以上とする。
(3) 戸の構造	○主要な出入口の外側には、庇を設ける。 ○主要な出入口の前後に、奥行きが150cm以上の平坦な部分を設ける。 ◇主要な出入口が開き戸の場合は、主要な出入口の前後に、扉幅+150cm以上の平坦な部分を設ける。
(4) その他	◇ドアハンドルの高さ・形状は、車椅子使用者の利用にも配慮したものとする。 ◇円筒形のドアハンドルは、上肢に障害のある者や握力の弱い子ども等には使いにくいため避け、棒状のハンドルや、レバーハンドル等とする。 ◇見通しの利くスリットやガラスの窓部分があると、戸の反対側の様子が分かり、開閉時の衝突防止につながる。 ◇利用時に危険が伴うため、回転ドアの設置は避ける。

<2>の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図9-2-1 主要な出入口の整備基準

- 自動的に開閉する構造
その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造

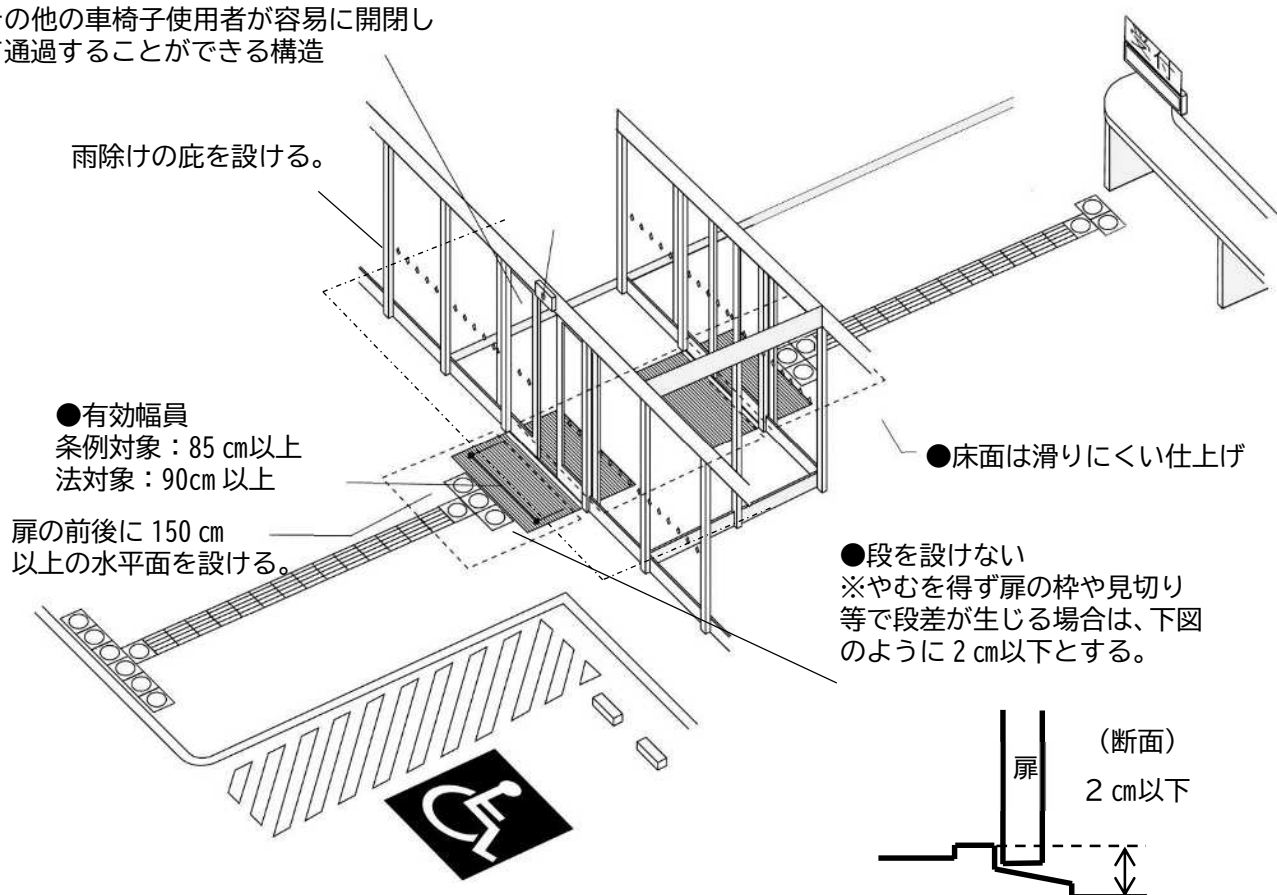
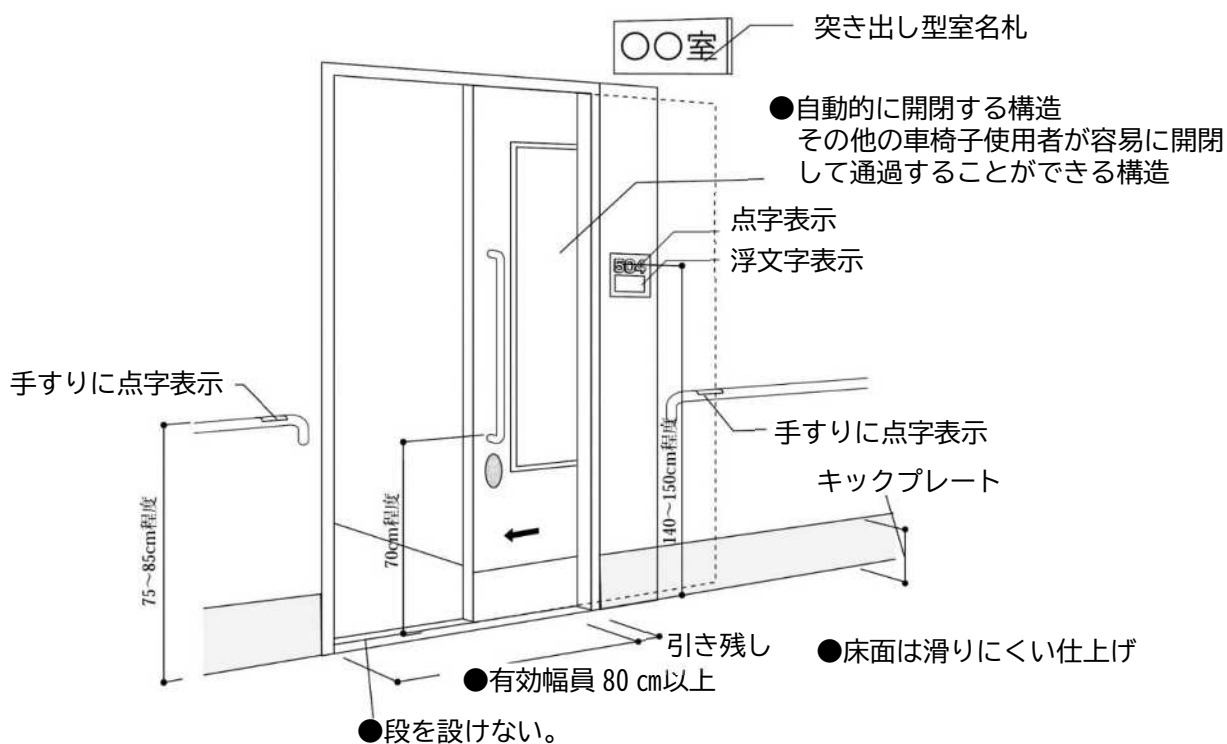


図9-2-2 その他の出入口の整備基準



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-2-3 出入口の有効幅員(参考図)

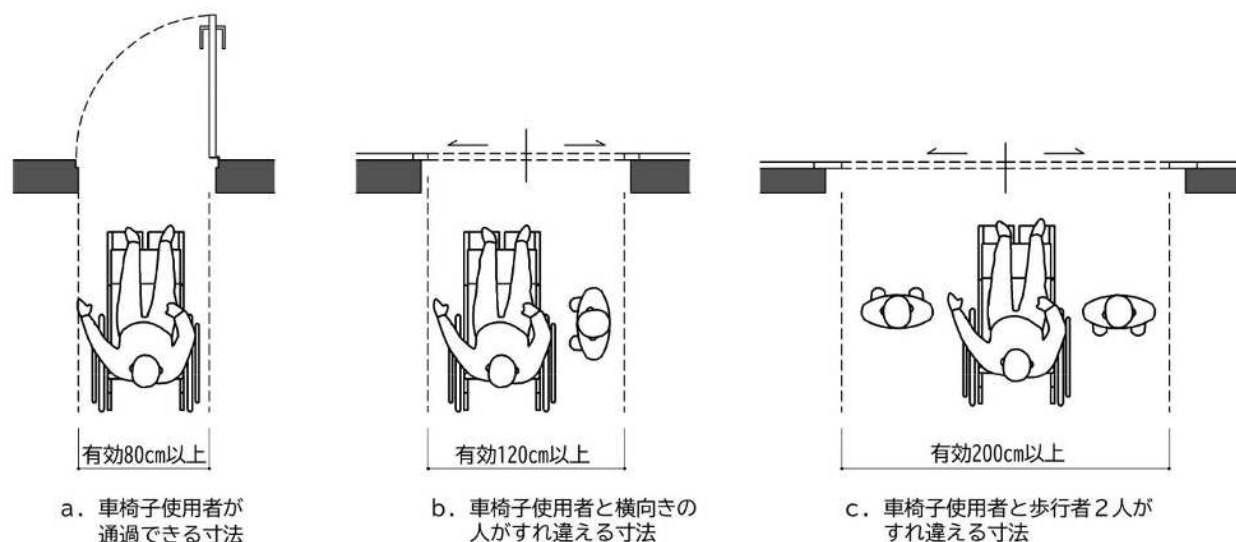


図9-2-4 使いやすい取っ手の例(参考図)

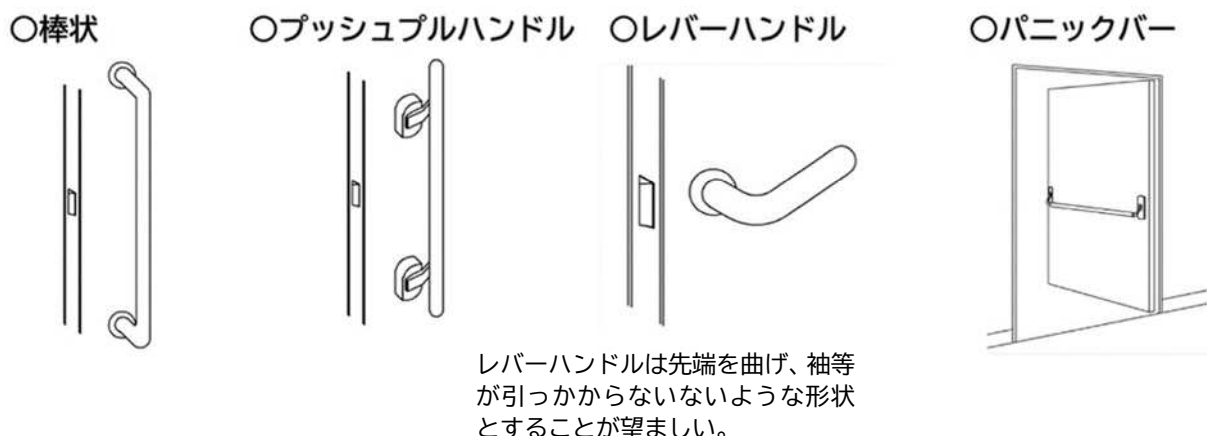
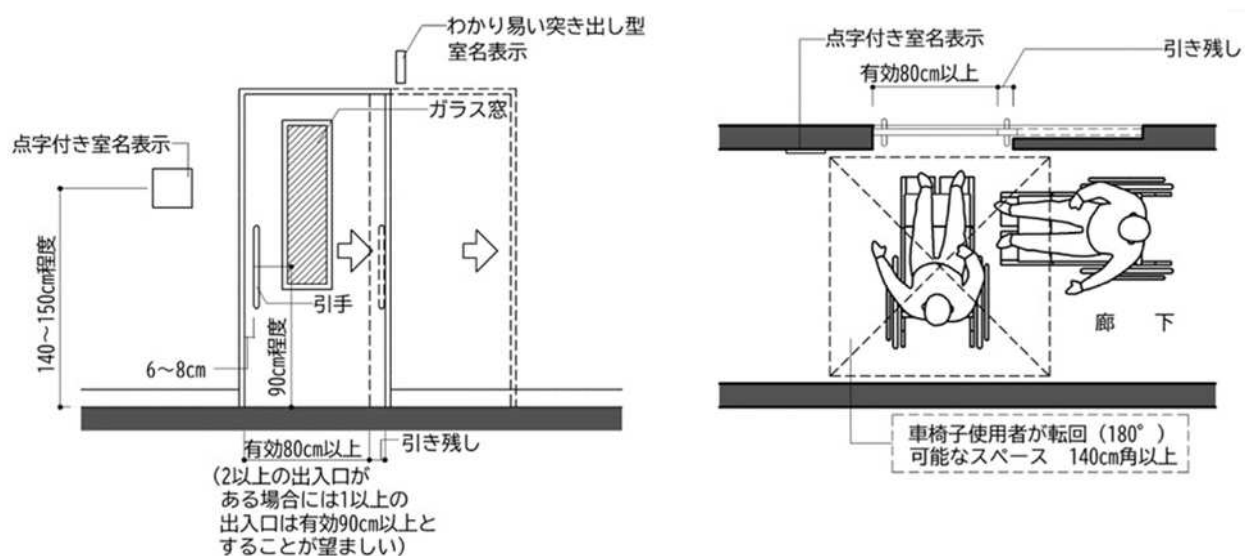


図9-2-5 手動式引き戸の例(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-2-6 内開き戸の例(参考図)

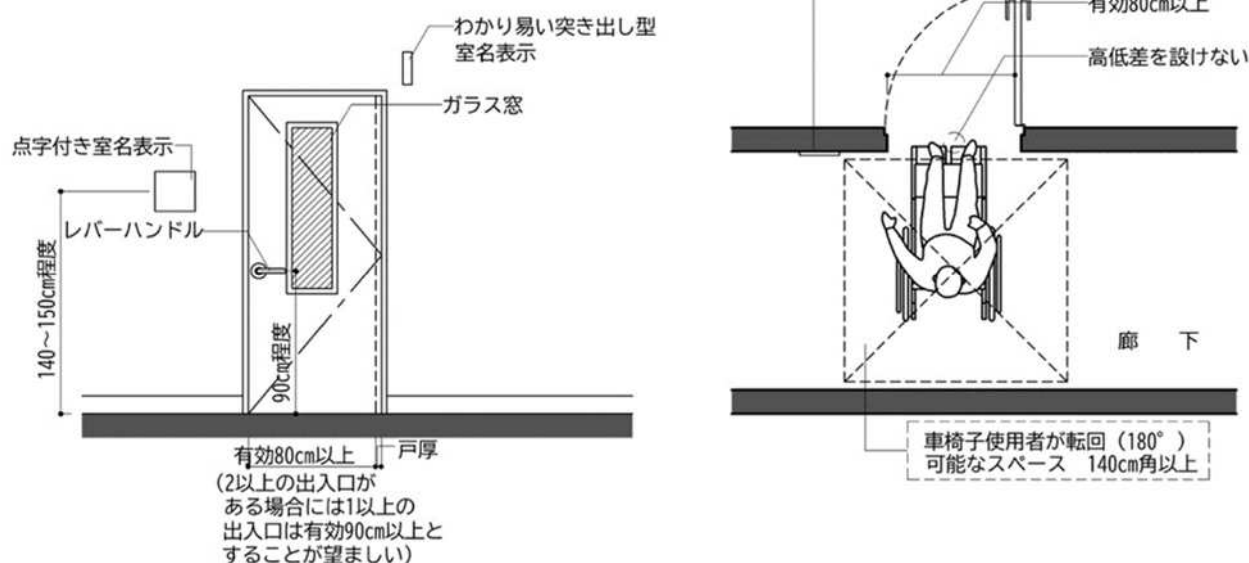
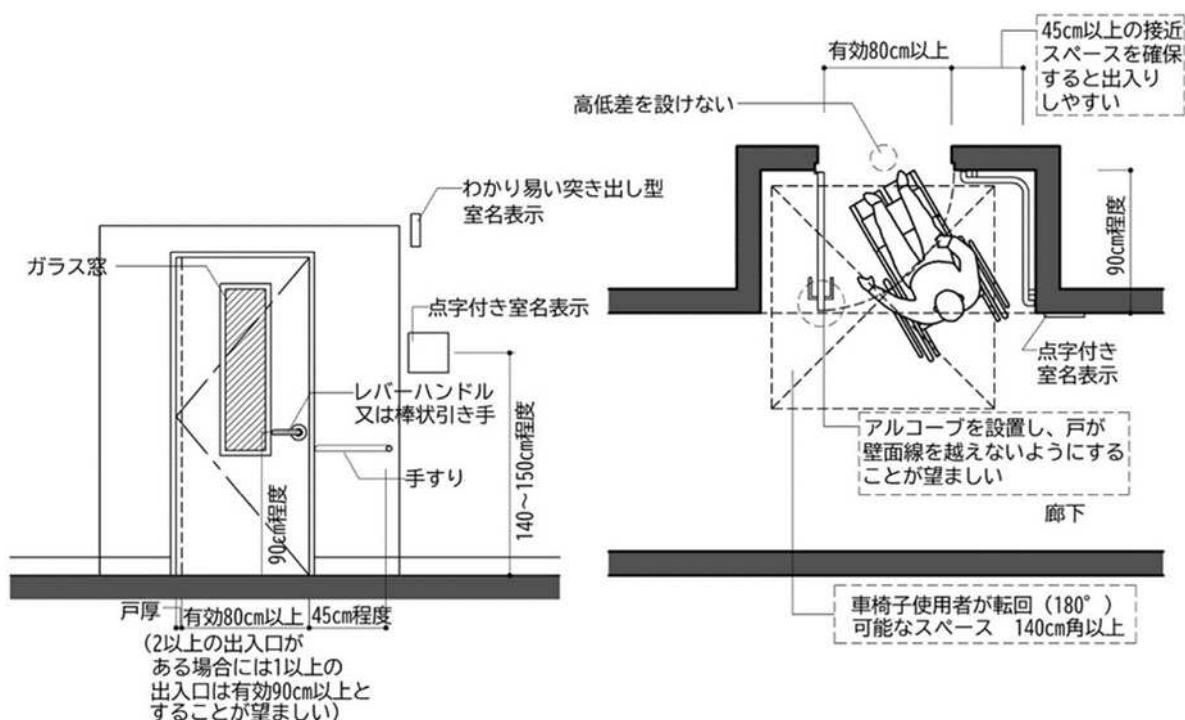


図9-2-7 外開き戸の例 (手すりを設けた場合)(参考図)



車椅子を使用されている方の声

車椅子に乗った状態で開き戸を開閉するのは、とても大変です。出入口は、操作が楽な引き戸にしてほしいです。

やむを得ず開き戸にする場合は、周囲にスペースの確保をお願いします。

特に、外開き戸を開ける場合は、扉の軌跡分、車椅子で下がらなければならないため、扉の開閉軌跡(=扉の幅員)+車椅子の停止スペースが必要です。

また、できるだけ軽い素材を用い、取っ手を握りやすい形状としてください。



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

9-3 〔道等から居室等までの経路〕廊下等 (屋内)

基本的な考え方

高齢者、障害者等が迷うことなく、容易に目的の場所に到達できるよう分かりやすい動線とし、移動等の負担を軽減することや、災害時に安全に避難できることなどへの配慮が求められます。車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けないようにします。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路等により段差解消を行う必要があります。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 道等から居室等までの経路上の、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する居室等までの全ての経路が対象です。 ● 一般基準の「<u>1</u>廊下等」についても基準が適用されるため、併せて御確認ください。 ● スタッフ専用の区画等になる経路（廊下等）は整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。
------	--

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 有効幅員	【移動等円滑化経路】 ・有効幅員は、<u>130 cm以上</u>とすること。 【特定経路】 ・有効幅員は、<u>120 cm以上</u>とすること。 【移動等円滑化経路】 《条例 29 条第1項第3号》 【特定経路】 《条例 31 条第2項第3号》	【バリアフリー経路】 ・有効幅員は、<u>120 cm以上</u>とすること。※ 《条例 別表2 第9項第3号ア》	<解説・補足> ・120 cmは、車椅子が通行しやすく、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える最低寸法である。また、松葉杖使用者が円滑に通行できる寸法でもある。 ・廊下に手すりを設ける場合は、手すり部分を除いて、必要な有効幅員を確保する。 ※以下のいずれかに該当し、有効幅員を120 cm確保することが困難な場合、90 cm以上で可とする緩和規定を設けている。 ①小規模な建築物のバリアフリー経路 ②ホテル・旅館等の利用居室等から条例別表2第4項第8号に規定する便所までの経路 ただし、本緩和規定が適用できるのは、<u>条例別表1で、条例別表2第9項第10号又は第11号の規定が除かれていない場合のみである。</u>
(2) 車椅子転回スペース	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 《令第19条第2項第3号ロ》	同左 《条例 別表2 第9項第3号イ》	 具体的な整備内容 ・50m以内ごとに、車椅子の転回スペース（140 cm角以上又は直径150 cm以上の円が内接する空間）を設ける。

			<解説・補足> ・電動車椅子の転回には更に広い空間が必要となる。(直径 180cm 以上)
(3) 段差解消	床面に段差がある場合は、9 - 4 に定める傾斜路又は9 - 5 に定める昇降機を設けること。 《令第 19 条第 2 項第一号》	同左 《条例 別表 2 第 9 項 3 号ウ》	
(4) 戸の構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 《令第 19 条第 2 項第 3 号ハ》	同左 《条例 別表 2 第 9 項第 3 号工》	具体的な整備内容 ・戸の前後には、車椅子使用者が戸の開閉を円滑に行えるよう、水平面を設ける。 ・戸の見切り等により、やむを得ず戸の前後に段差が生じる場合の高低差は 2 cm までとする。 <解説・補足> ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また、自動式の方が手動式より使いやすい。 ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、出入口部分は 2cm 以下の段差とすること。また、段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表<1>に合せています)	内容
(1) 有効幅員	○有効幅員は 180 cm 以上とする。
(4) 戸の構造	◇車椅子使用者等が利用しやすいよう、戸の引手の形状等を工夫する。 ◇車椅子使用者等が戸に挟まれないよう、戸の前後に留まることができる空間（奥行き 150 cm 程度）を確保する。 ◇ドアハンドルの高さ・形状は、車椅子使用者や児童の利用にも配慮したものとする。 ◇円筒形のドアハンドルは、上肢や手に障害のある者には使いにくいため避け、棒状のハンドルや、レバーハンドル等とする。 ◇利用時に危険が伴うため、回転ドアの設置は避ける。
(5) その他	◎側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により、高齢者及び障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずる。 ◎視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう、廊下等に突出物を設けないか、その他の必要な措置を講ずる。

第3章 整備マニュアル 9-3〔道等から居室等までの経路〕廊下等(屋内)

	ずる。 ○廊下等の曲がり角にすみ切りを設ける。 ◇見通しを確保するなど、利用者同士の衝突防止のための配慮を行う。 ◇曲がり角は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とする。 ○両側に手すりを設ける。 ◇手すりは、できる限り連続して設ける。
--	--

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図9-3-1 廊下等

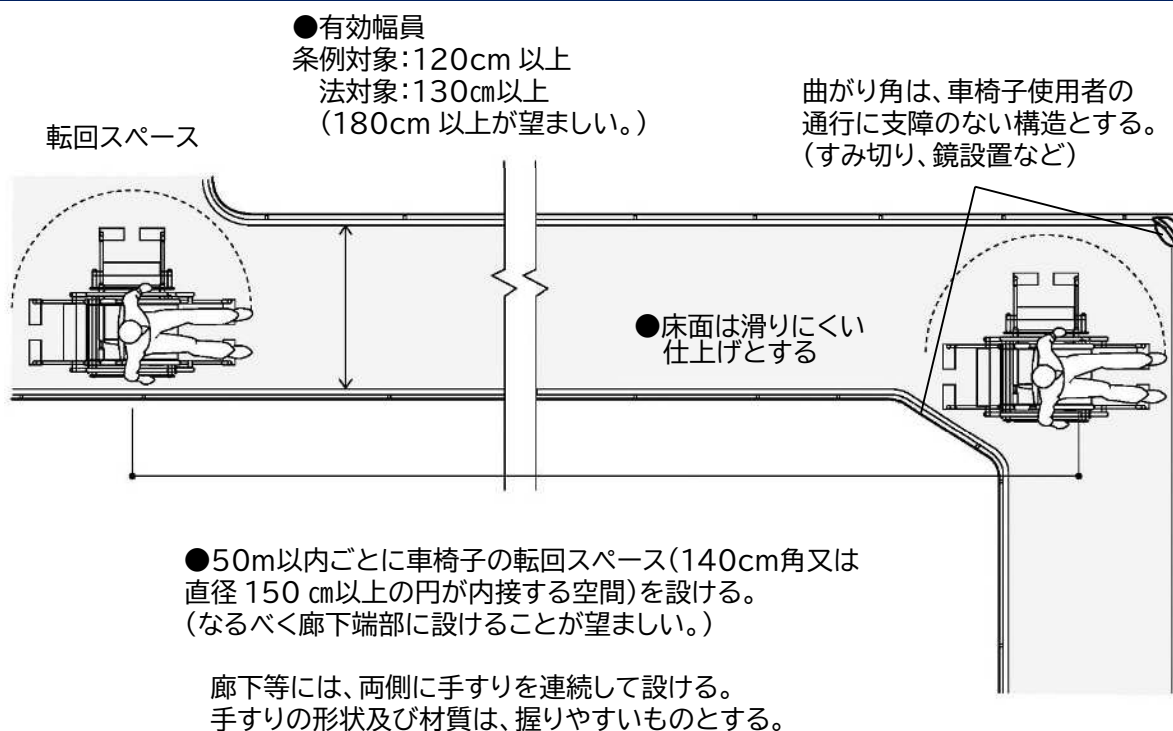


図9-3-2 廊下等(屈曲部)

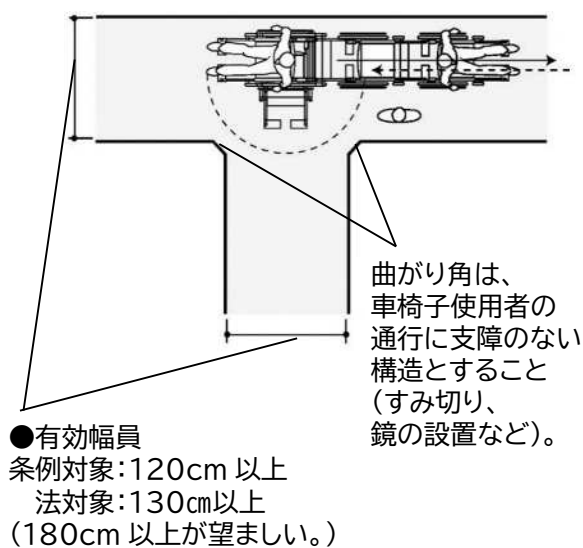
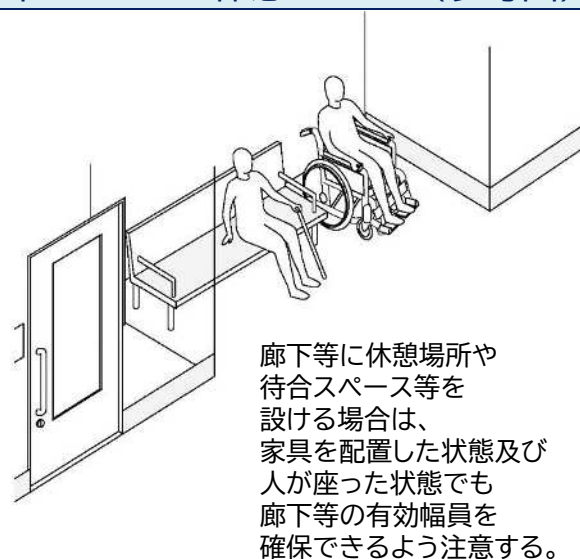


図9-3-3 休憩スペース(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-3-4 壁面の配慮例(参考図)

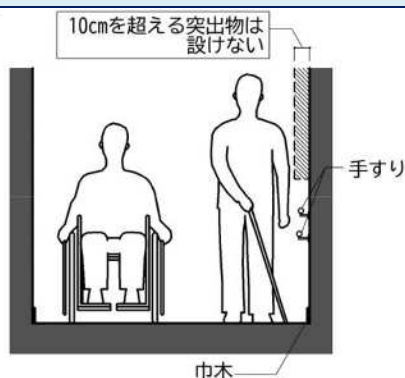


図9-3-5 手すりと有効幅員(参考図)

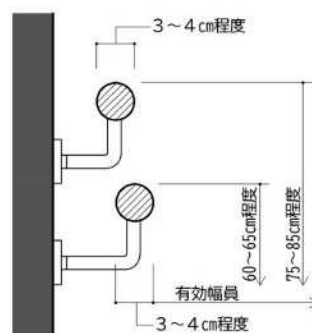


図9-3-6 廊下等の有効幅員(参考図)

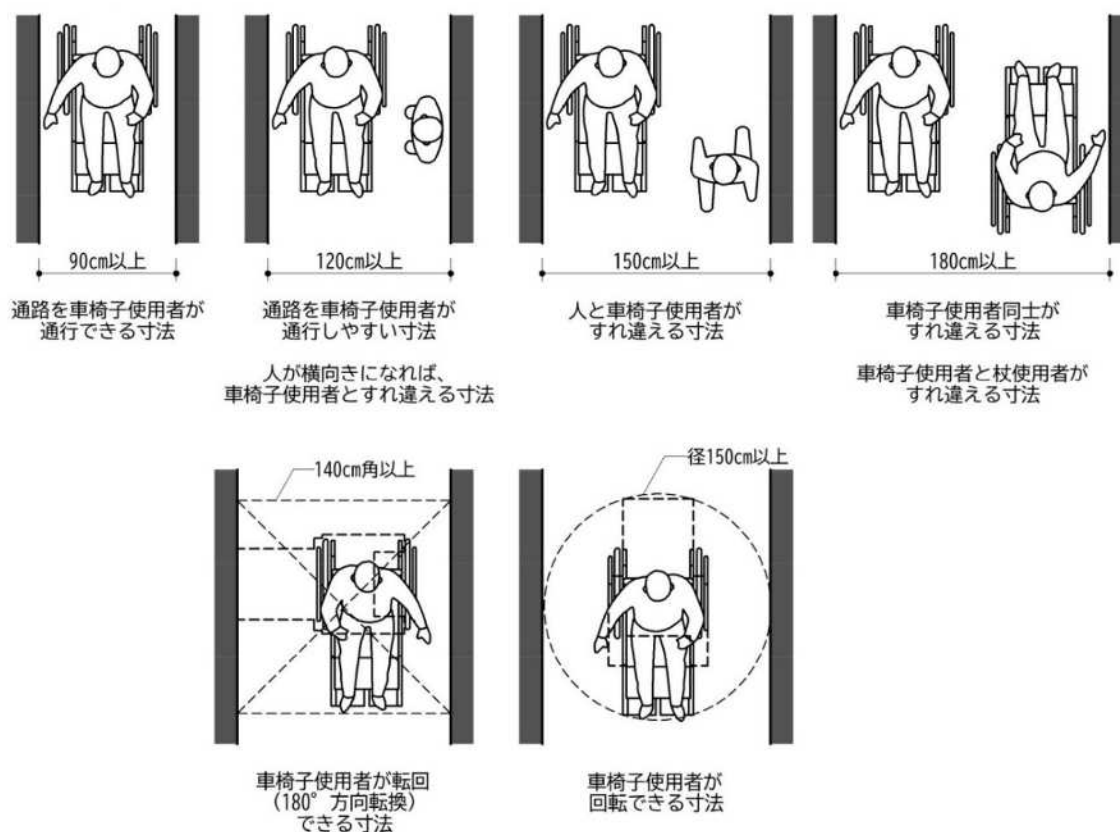
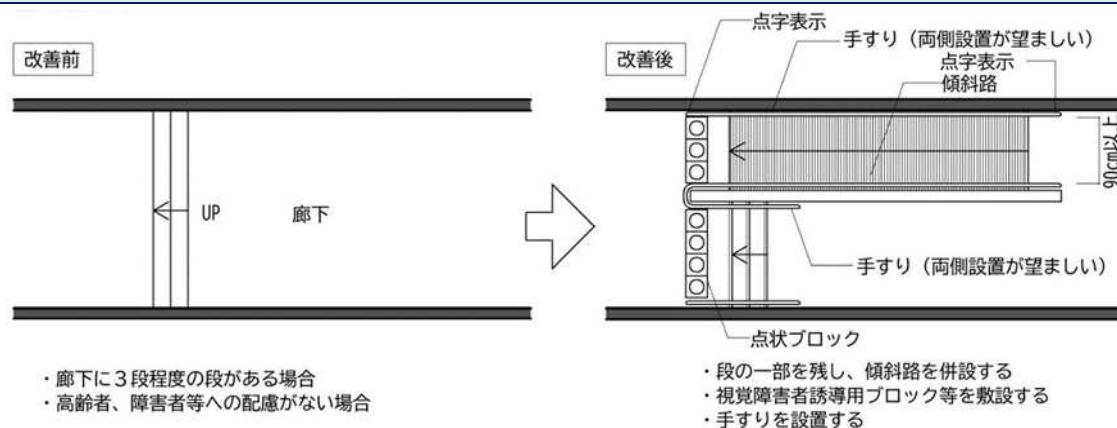


図9-3-7 既存の廊下等の改善例(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

9-4 〔道等から居室等までの経路〕傾斜路 (屋内)

基本的な考え方

段差は、できる限り設けないよう計画するのが基本です。

やむを得ず段差を設ける場合は、分かりやすく自然な動線となる位置に傾斜路を設けます。

また、障害や病気の状態などによっては、傾斜路の利用が困難な場合があるため、できる限り階段を併設します。



< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 道等から居室等までの経路上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する居室等までの全ての「屋内の傾斜路」が対象です。 ● 一般基準の「<u>3</u>傾斜路」についても基準が適用されるため、併せて御確認ください。 ● スタッフ専用の区画等になる「屋内の傾斜路」は整備対象となりませんが、対応することが望ましいです。 ● 勾配が $1/20$ 以下の傾斜については、傾斜路ではなく平場として扱うため、整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。 ● 「屋外の傾斜路」については、「<u>9-6</u>敷地内の通路(4)傾斜路」の整備基準を参照してください。
------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 有効幅員	【移動等円滑化経路】 ・有効幅員は、<u>130 cm以上</u>とすること。 ・階段に併設する傾斜路の幅は、90cm 以上とすること。 【特定経路】 ・有効幅員は、<u>120 cm以上</u>とすること。 ・階段に併設する傾斜路の有効幅員は、90cm 以上とすること。 【移動等円滑化経路】 《条例 29 条第 4 号ア》 【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 4 号ア》	【バリアフリー経路】 ・有効幅員は、<u>120 cm 以上</u>とすること。 ※ ・階段に併設する傾斜路の有効幅員は、90cm 以上とすること。 《条例 別表 2 第 9 項第 4 号ア》	<解説・補足> ※以下のいずれかに該当し、有効幅員を 120 cm 確保することが困難な場合、90 cm 以上で可とする緩和規定を設けている。 ①小規模な建築物のバリアフリー経路 ②ホテル・旅館等の利用居室等から条例別表 2 第 4 項第 8 号に規定する便所までの経路 ただし、<u>本緩和規定が適用できるのは、条例別表 1 で、条例別表 2 第 9 項第 10 号又は第 11 号の規定が除かれていない場合のみである。</u>

(2) 勾配	勾配は 1/12 を超えないこと。ただし、高低差が 16 cm 以下の場合は、1/8 を超えないこと。 【移動等円滑化経路】 《条例 19 条第 2 項第 4 号ロ》 【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 4 号ア》	同左 《条例 別表 2 第 9 項第 4 号イ》	<解説・補足> ・車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂できる傾斜路の勾配は、1/12 以下である。 ・車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とし、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。 また、水に濡れる等の条件が加わると危険度が高まるため、勾配は、できる限り緩やかなものとする。
(3) 踊り場	高低差が 75 cm を超える場合は、75 cm 以内ごとに踏み幅が 150 cm 以上の踊り場を設けること。 【移動等円滑化経路】 《条例 19 条第 2 項第 4 号ハ》 【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 4 号ア》	同左 《条例 別表 2 第 9 項第 4 号ウ》	<解説・補足> ・傾斜路が長くなる場合は、車椅子使用者が途中で体勢を整えることができるよう、水平な踊り場が必要である。
(4) 手すり	手すりを設けること。 【移動等円滑化経路】 《条例 29 条第 4 号イ》 【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 4 号イ》	同左 《条例 別表 2 第 9 項第 4 号エ》	 具体的な整備内容 ・手すりは、傾斜部分の途中からではなく、傾斜の始まりから終わりまで、踊り場も含み、連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを 4～5cm 確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 <解説・補足> ・踊り場も含め、手すりの設置が必要な理由は以下による。 ➢ 法対象：条例 29 条第 4 号で規定する「傾斜路」には、踊り場も含むため ➢ 条例対象：条例 別表 2 第 9 項第 4 号で規定する「傾斜路」には、踊り場も含むため ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。
(5) 転落防止	両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。 【移動等円滑化経路】 《条例 29 条第 4 号ウ》 【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 4 号ウ》	同左 《条例 別表 2 第 9 項第 4 号オ》	 具体的な整備内容 ・立ち上がり部の高さは、最低でも 5 cm 以上とする。 ・側壁又は立ち上がり部は、両側に連続して設ける。 <解説・補足> ・立ち上がり部は、転落や車椅子の脱輪等を防止するものである。そのため、隙間のあるルーバー等や、一定の荷重を支えられない構

			造・形状・素材等を立ち上がり部に用いることは不可とする。
(6) 始点・終点の 平場確保	傾斜路の始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 【移動等円滑化経路】 《条例 29 条第 4 号工》 【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 4 号工》	同左 《条例 別表 2 第 9 項第 4 号力》	 具体的な整備内容 ・傾斜路の前後で方向変換が必要な場合、車椅子が転回できるよう、平たんな部分は、140 cm角又は直径 150 cm以上の円が内接する空間以上を確保する。 ・傾斜路の前後で方向変換が不要な場合でも、原則として、平たんな部分の奥行きは 120 cm以上確保する。※ ※条例対象の小規模な建築物等であり、敷地の状況等により、やむを得ず上記の大きさの平たんな部分を確保できない場合でも、原則、平たんな部分の奥行きは 100 cm以上確保する。 <解説・補足> ・上記の平場の空間が必要な理由は、車椅子の J I S 規格の奥行き寸法が 120 cmであるためである。 ・傾斜路の始点又は終点に近接して開き戸がある場合は、上記の大きさに加えて、開き戸の開閉軌跡（開き戸の幅員以上）の平たんな部分を確保する必要がある。

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表<1>に合せています)	内 容
(1) 有効幅員	◎○有効幅員は、階段に代わるものにあつては、150cm 以上とする。 ◎有効幅員は、階段に併設するものにあつては、120cm 以上とする。
(2) 勾配	○（条例対象又は法対象の屋内の傾斜路においても、）勾配は、1/15 以下とする。
(3) 踊り場	○長さ 6m 以内ごとに踏み幅が 150cm 以上の踊り場を設ける。
(4) 手すり	◎高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、左右両側に手すりを設ける。 ○左右両側に手すりを設ける。 ◇手すりの高さは、二段配置の場合は、上段 75～85 cm程度、下段 60～65 cm程度とし、一段配置の場合は、75～85 cm程度とする。 ◇手すりの材質は、握って冷たく感じるものを避け、温かみのある滑りにくいものを採用する。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図9-4-1 移動等円滑化経路上等の傾斜路

(注) 特定経路(法対象の共同住宅、ホテル等の住戸、客室のみに通じる廊下等)にあつては、有効幅員 120cm 以上

●勾配 ※

条例対象：1/12 以下

法対象：敷地内通路：1/15 以下

屋内：1/12 以下

※高低差が 16cm 以下の場合 1/8 以下

●床面は滑りにくい仕上げとする。

●傾斜部分と前後の通路とを識別しやすくする。

傾斜路の下端にも、下端から 30 cm 程度離れた位置に点状ブロックを敷設するのが望ましい。

●手すりを設ける。

●傾斜部分の上端から 30 cm 程度離れた位置に傾斜路の幅員分の点状ブロックを設ける。

●車椅子回転スペースの確保
(直径 150cm 以上)

●両側に側壁または 5cm 以上の立ち上がりを設け、転落を防ぐ構造とする。

●高低差が 75cm を超える場合、75cm 以内ごとに踏み幅が 150 cm 以上の踊り場を設ける。

●有効幅員 ※

条例対象：120cm 以上

法対象：130cm 以上 (注)

※階段併設型の場合、90 cm 以上

図9-4-2 傾斜路の手すりの例(参考図)

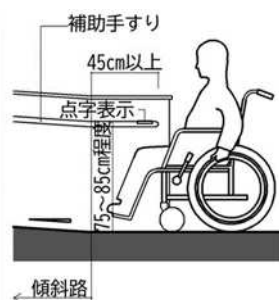


図9-4-3 手すりの設置高さ (参考図)

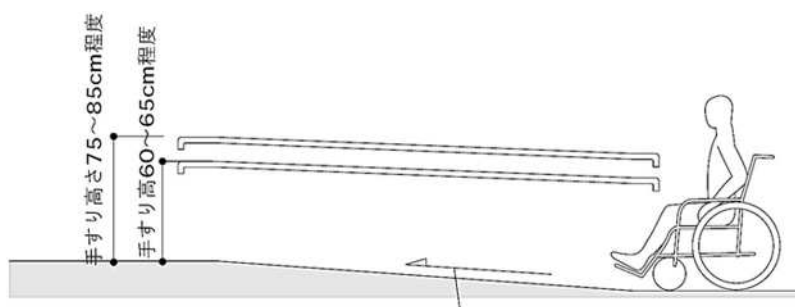
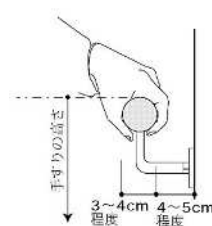
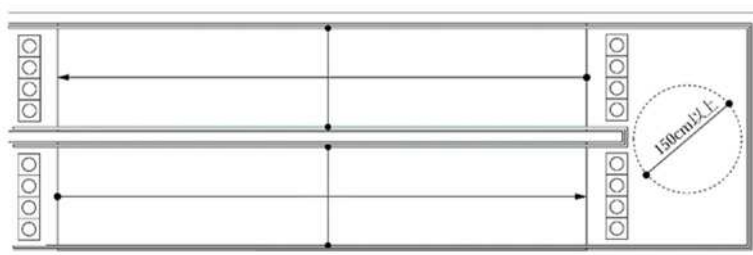


図9-4-4 手すりの構造 (参考図)



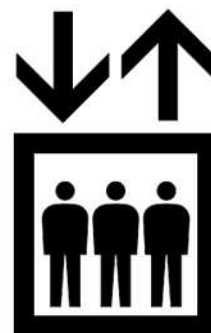
凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

9-5 〔道等から居室等までの経路〕昇降機

基本的な考え方

昇降機は、高齢者や障害のある方のほかベビーカー等の上下階の移動手段として最も重要な設備です。誰もが利用しやすく、分かりやすい位置に、十分な大きさのエレベーターその他の昇降機を設けます。

また、乗降口ビー、昇降機の設計においては、車椅子を使用されている方への配慮のほか、視覚障害のある方、聴覚障害のある方への情報提供にも配慮が求められます。



整備対象

- 道等から居室等までの経路上にある、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用するエレベーターその他の昇降機が対象です。
- ただし、特殊な構造又は使用形態の昇降機で、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のもの（告示第1492号）を代わりに設ける場合は、本項の整備基準は適用されません。

<1> 整備基準一覧（エレベーター）

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 停止階	【移動等円滑化経路上のエレベーター】 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	籠は、利用居室等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	🔊 具体的な整備内容 ・左記の全ての階に籠が停止すること。
	【特定経路上のエレベーター】 籠は、利用居室、各住戸、各客室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		
	【移動等円滑化経路】 ≪令第19条第2項第5号イ≫ 【特定経路】 ≪条例第31条第2項第5号≫	≪条例 別表2 第9項第6号ア≫ ≪条例 別表2 第9項第6号イ≫	
(2) 出入口	出入口の有効幅員は、 <u>80 cm以上</u> とすること。	同左	🔊 具体的な整備内容 ・出入口の有効幅員は80 cm以上とすること。
	【移動等円滑化経路】 ≪令第19条第2項第5号ロ≫ 【特定経路】	≪条例 別表2 第9項第6号イ≫	

	《条例 31 条第 2 項第 5 号》		
(3) 籠の大きさ	【移動等円滑化経路上のエレベーター】 < A 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する用途面積 <u>2,000m² 以上の建築物</u> > →①～③の全てを満たすこと。 ①籠の奥行きは、<u>135 cm 以上</u> ②籠の幅員は、<u>140 cm 以上</u> ③籠は、車椅子の転回に支障がない構造 < B 上記以外の建築物 > 奥行き 135 cm 以上とすること。 【特定経路上の昇降機】 奥行き 135 cm 以上とすること。	< C 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する用途面積 <u>2,000m² 以上の建築物</u> > →①～③の全てを満たすこと。 ①籠の奥行きは、<u>135 cm 以上</u> ②籠の床面積は、<u>1.83 m² 以上</u> ③籠は、車椅子の転回に支障がない構造 < D 上記以外の建築物 > 奥行き 135 cm 以上※とすること。 ※ただし、対象建築物等や敷地の状況又は利用の目的上やむを得ない場合は、協議のうえ、奥行き 115 cm 以上とできる場合がある。（例：利用者が特定される用途で、用途面積 500 m² 以下等）	㊦ 具体的な整備内容 ・籠の大きさは、左記に定められた大きさ以上とすること。
	【移動等円滑化経路】 A 《令第 19 条第 2 項第 5 号ハ及びチ》 《条例 29 条第 1 項第 5 号コ》 B 《令 19 条第 2 項第 5 号ハ》 【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 5 号》 《令第 19 条第 2 項第 5 号ハ》	C 《条例 別表 2 第 9 項第 6 号ウ及びチ》 D 《条例 別表 2 第 9 項第 6 号ウ》	
(4) 表示装置	以下のとおり表示装置を設けること。 【籠内】 ・籠が停止する予定の階及び籠の現在位置 【乗降ロビー】 ・到着する籠の昇降方向	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・左記に定める表示装置を設けること。 < 解説・補足 > ・乗降ロビーの表示装置をホールランタン（到着灯）とする場合も、到着する籠の昇降方向の表示ができるものとする。
	【移動等円滑化経路】 《令第 19 条第 2 項第 5 号ハ及びト》 【特定経路】 《条例 31 条第 2 項第 5 号》	《条例 別表 2 第 9 項第 6 号エ及びク》	
(5) 籠内の	籠内の左右両側に手すりを設けること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・籠内の左右両側に手

手すり	【移動等円滑化経路】 「条例 29 条第 1 項第 5 号ア」 【特定経路】 「条例 31 条第 2 項第 5 号」	「条例 別表 2 第 9 項第 6 号オ」	すりを設けること。
(6) 安全装置	籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、扉の閉鎖を自動的に制止する安全装置を設けること。 【移動等円滑化経路】 「条例 29 条第 1 項第 5 号イ」 【特定経路】 「条例 31 条第 2 項第 5 号」	同左 「条例 別表 2 第 9 項第 6 号カ」	具体的整備内容 ・左記に定める安全装置を設けること。
(7) 乗降口ビー	乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 cm以上とすること。 【移動等円滑化経路】 「令第 19 条第 2 項第 5 号二」 【特定経路】 「条例 31 条第 2 項第 5 号」	同左 「条例 別表 2 第 9 項第 6 号キ」	具体的整備内容 ・左記に定める大きさの乗降口ビーを設けること。 <解説・補足> ・乗降口ビーにて車椅子使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入又は退出できるものとする。
(8) 籠内の鏡	車椅子使用者が、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 【移動等円滑化経路】 「条例 29 条第 1 項第 5 号ウ」 【特定経路】 「条例 31 条第 2 項第 5 号」	同左 「条例 別表 2 第 9 項第 6 号ケ」	具体的整備内容 ・籠内の鏡は開閉する扉の対面の壁面に大きく取り付け、扉の開閉状態や乗降口ビーや廊下等が見渡せるものとする。 ・貫通型（スルー型）のエレベーターで、車椅子使用者が前進して乗降するものは、鏡を凸型にするなど、設置位置などを工夫すること。
(9) 非常連絡装置（車椅子使用者用）	車椅子使用者が、籠の外部にいる者と通話できる機能を有するインターホン等を設けること。 【移動等円滑化経路】 「条例 29 条第 1 項第 5 号エ」	同左 「条例 別表 2 第 9 項第 6 号コ」	具体的整備内容 ・左記に定める非常用連絡装置を設けること。

	【特定経路】 ≪条例 31 条第 2 項第 5 号≫		
(10) 車椅子使用者用の 制御装置	籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、制御装置を設けること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・左記に定める制御装置を設けること。
	【移動等円滑化経路】 ≪令第 19 条第 2 項第 5 号ホ≫ 【特定経路】 ≪条例 31 条第 2 項第 5 号≫	≪条例 別表 2 第 9 項第 6 号サ≫	
(11) 開延長装置	籠内及び乗降ロビーに、扉が開く時間を延長できる装置を設けること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・開延長装置は、車椅子使用者用の開閉ボタンを押した際、10 秒以上扉が開く機能を有すること。
	【移動等円滑化経路】 ≪条例 29 条第 1 項第 5 号オ≫ 【特定経路】 ≪条例 31 条第 2 項第 5 号≫	≪条例 別表 2 第 9 項第 6 号シ≫	
(12) 音声案内	以下を知らせる音声案内装置を設けるものとする。 【籠内】 ①籠が到着する階 ②籠及び昇降路の扉の閉鎖 【籠内又は乗降ロビー】 ・到着する籠の昇降方向	同左	
	【移動等円滑化経路】 ≪条例 29 条第 1 項第 5 号カ及びキ≫ 【特定経路】 ≪条例 31 条第 2 項第 5 号≫	≪条例 別表 2 第 9 項第 6 号ス及びセ≫	
(13) 点字銘板及び点状ブロック	・点字表示等を設けることにより視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 ・乗降ロビーの点字表示を設けた制御装置の前には、点状ブロック等を設置すること。	同左	<解説・補足> ・点字表示は、籠内の立位で使用する操作盤の各ボタン（階数、開閉、通話装置）に設ける。 ・点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に設ける。
	【移動等円滑化経路】 ≪条例 29 条第 1 項第 5 号ク及びケ≫ 【特定経路】 ≪条例 31 条第 2 項第 5 号≫	≪条例 別表 2 第 9 項第 6 号ソ及びタ≫	
(14) 標識	車椅子使用者用の標識（JIS 規格）が設置されていること。		<解説・補足> ・JIS 規格の標識は、乗降

	《令第20条》 《令第20条に規定する標識に関する省令》		ロビーの車椅子使用者対応用制御装置など、車椅子使用者の見やすい位置に表示する。 ・誰もが認識しやすいよう、条例対象においても、JIS規格の標識を設置することが望ましい。
--	---	--	--

＜2＞努力基準一覧（エレベーター）

箇所 (番号は表＜1＞ に合わせています)	内 容
一 設置台数	○用途面積が10,000㎡以上の対象建築物の場合、エレベーターを2機以上設置する。
(2) 出入口	◎不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの出入口の有効幅員は80cm以上とし、そのうち1以上について、有効幅員を90cm以上とする。 ◎多数の者が利用するエレベーターの出入口の有効幅員は80cm以上とする。
(3) 籠の大きさ	◎不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの籠の有効幅員は140cm以上とし、そのうち1以上について、有効幅員を160cm以上とする。 ◎多数の者が利用するエレベーターのうち1以上について、籠の有効幅員を140cm以上とする。 ◇急病人を担架・ストレッチャー等で搬送できるよう、トランク付きエレベーターとする。
(4) 表示装置	◇表示装置は、高齢者、弱者及び外国人などにとって分かり易いものを採用する。 ◇乗降ロビーには、見やすい位置に当該階を示す階数表示をする。
(5) 籠内の手すり	◇手すりの高さは、75～85cm程度とする。 ◇手すりは、握りやすい形状とする。
(6) 安全装置	○籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること等により、籠内が外部から視認できる構造とする。
(7) 乗降ロビー	◎不特定かつ多数の者が利用する1以上の乗降ロビーの幅及び奥行きを、有効180cm以上とする。 ◎（基準が適用されないエレベーターであっても）多数の者が利用する乗降ロビーの幅及び奥行きは有効150cm以上とする。
(10) 車椅子使用者用の制御装置	○籠内の制御装置は、左右両側に設ける。 ◇操作ボタンの高さは、床から90～100cm程度とする。
(15) その他	◇操作ボタンは、視覚障害者にとって、押したか否かの認知が難しいため、静電式タッチボタンは避け、押しボタン式とする。

＜2＞の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

＜3＞エレベーターに関するよくある御質問

Q 「不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者、障害者等が利用する用途面積 2,000 m²以上の建築物」の考え方は、複合施設の場合、どのように判断するのか。

A 複合用途の建築物の場合、「不特定かつ多数の者が利用する用途」同士と、「主として高齢者、障害者等が利用する用途」同士を、それぞれ合算して用途面積を算定してください。

例1) 「不特定かつ多数の者が利用する用途」
からなる複合施設の場合

物販店舗(A) (1,000 m ²)	劇場(B) (1,100 m ²)
------------------------------------	----------------------------------

例2) 「主として高齢者、障害者等が利用する用途」
からなる複合施設の場合

デイサービス (A) (600 m ²)	特別養護老人ホーム (B) (1,500 m ²)
--	---

A+Bを合算するため、

対象

例3) 「不特定かつ多数の者が利用する用途」及び
「主として高齢者、障害者等が利用する用途」
からなる複合施設の場合

物販店舗(A) (300 m ²)	老人ホーム(B) (1,800 m ²)
----------------------------------	-------------------------------------

AとBは合算しないため、

対象外

図9-5-1 エレベーター

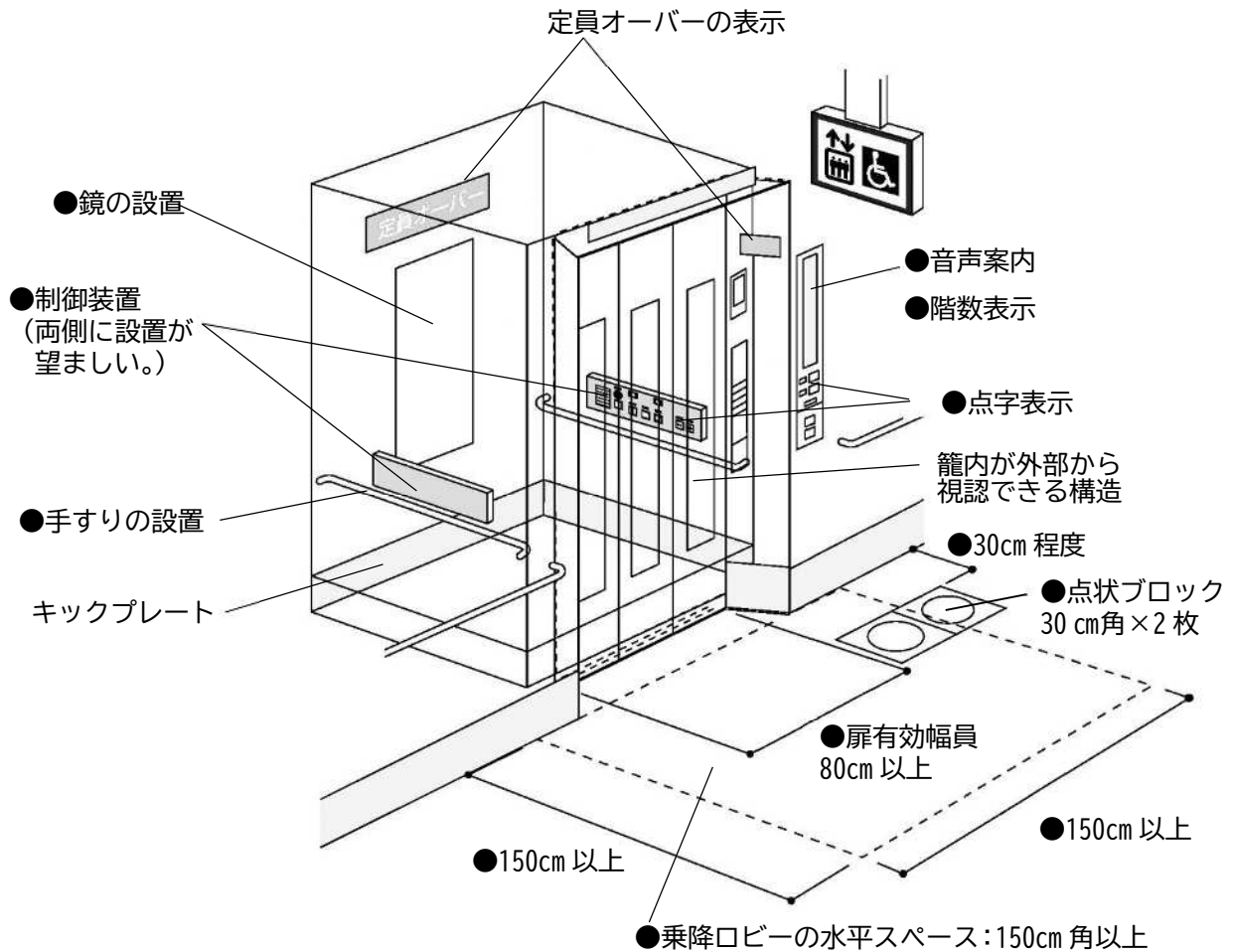
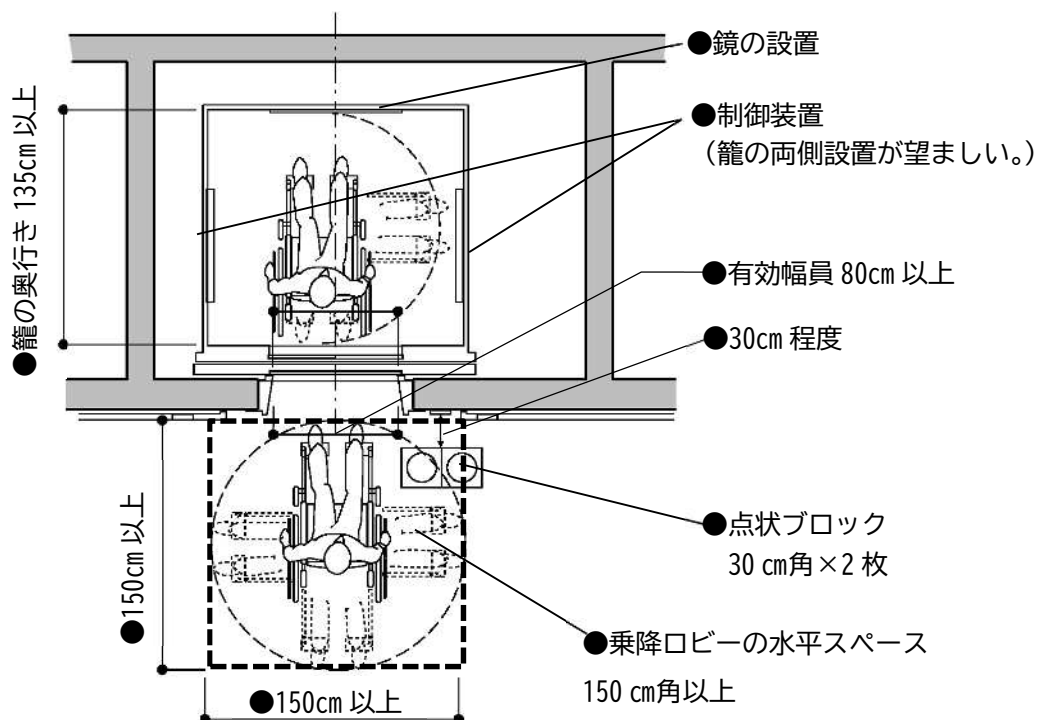


図9-5-2 籠内及び乗降ロビーの寸法



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-5-3 乗降ロビーの整備例(参考図)

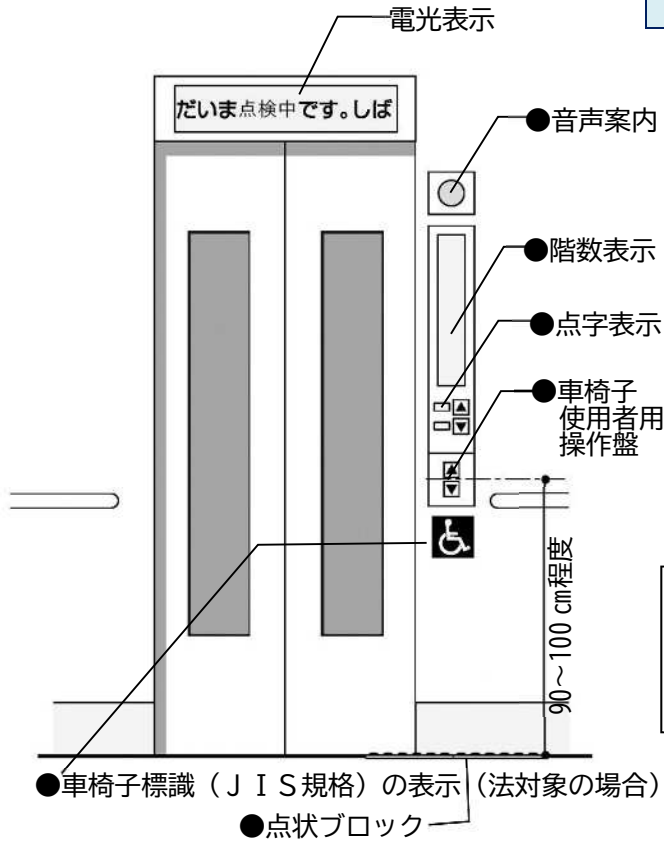
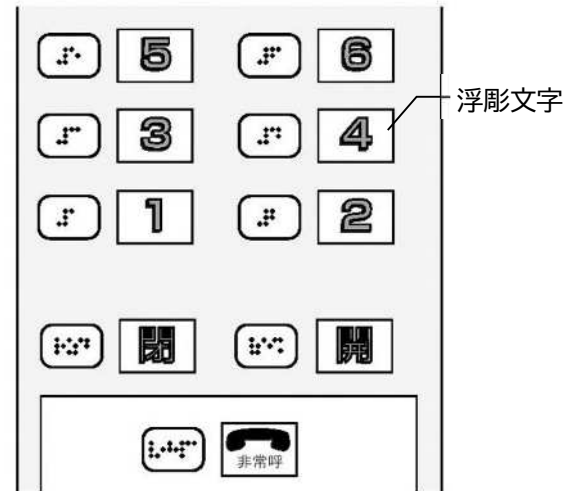
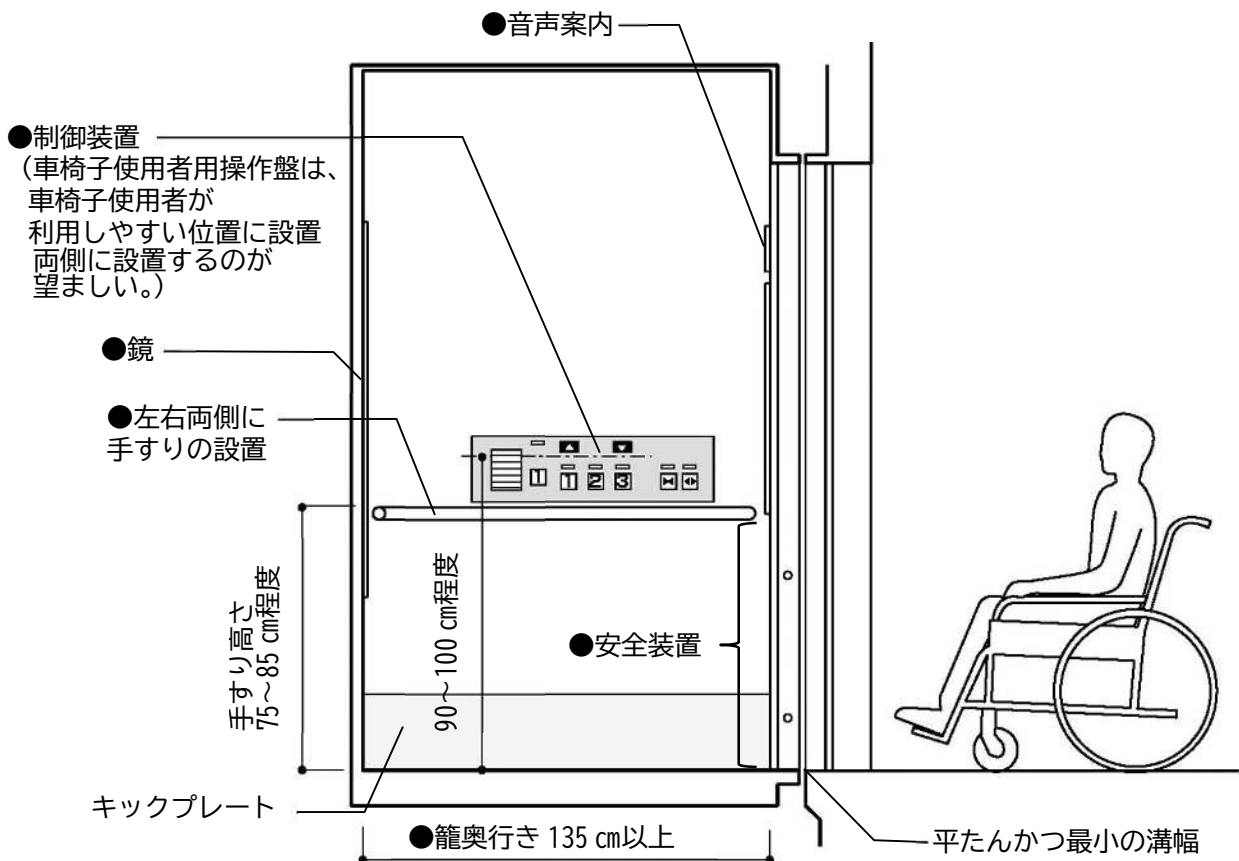


図9-5-4 籠内操作盤の階数ボタン配置と点字表示例(参考図)



- ・縦列に配置する階数ボタンは、下から配列する。
- ・点字表示は、ボタンの左側を原則とする。
- ・非常呼び出しボタンは、開閉ボタンの下部に設ける。

図9-5-5 籠内の整備例



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

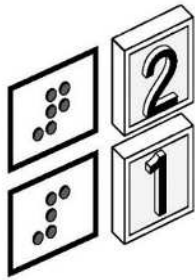
図9-5-6
点字表示例(階数
ボタン)(参考図)

図9-5-7 段差解消機の基準

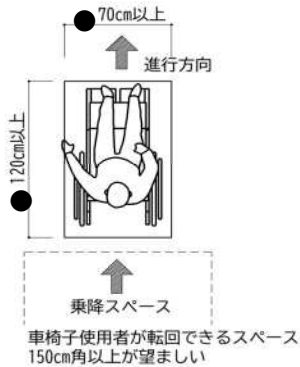
◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般基準> 標識 (政令第19条、 省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識	—
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか	
<移動等円滑化 経路> 特殊な構造 又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (政令第18条 第2項第六号、 告示第1492号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	—
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	—
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	

図9-5-8 段差解消機の籠

○定員1名の籠(直線形式の場合)



○定員1名の籠(90°の転回形式の場合)

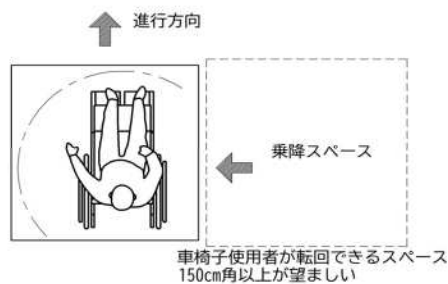
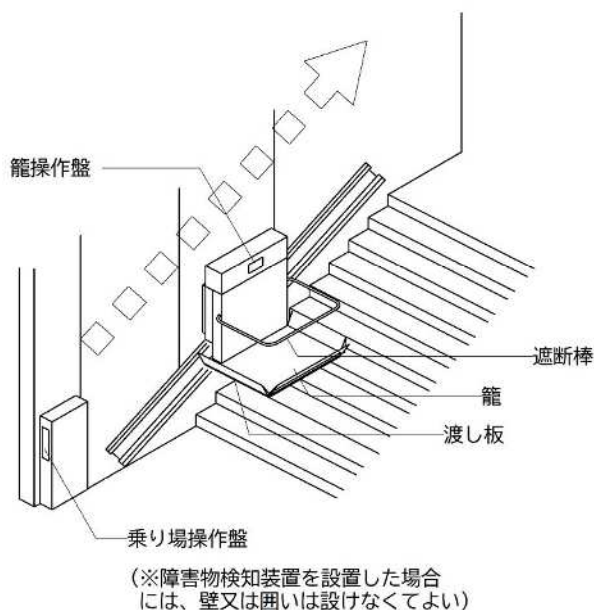
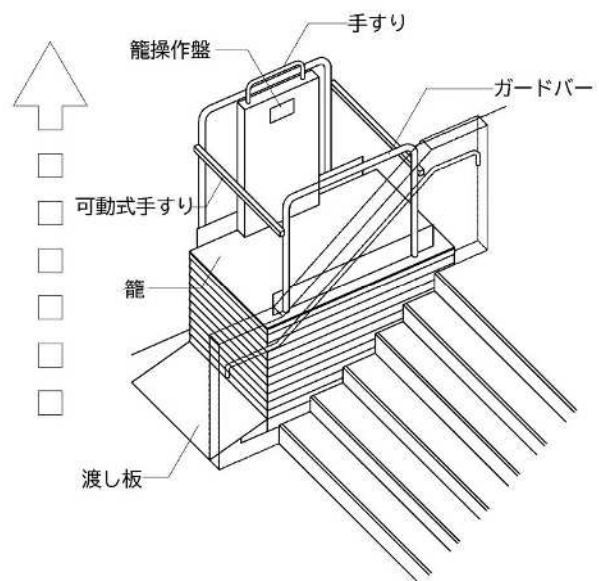


図9-5-9 段差解消機

<斜向型段差解消機>



<鉛直型段差解消機>



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

9-6 〔道等から居室等までの経路〕敷地内の通路 (屋外)

基本的な考え方

高齢者や障害のある方などの円滑な移動に配慮した経路の計画においては、様々な移動上の制約を受ける方が、制約を受けない方と同じように移動及び利用できることが基本となります。このため、道路や駐車施設から建築物の出入口等までの通路や同一敷地内の建築物間の通路について、誰もが安全かつ円滑に利用するための配慮が求められます。

また、車路がある場合は、歩行者の安全確保のため、原則として歩行者と車の動線を分離することが必要です。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 道等から居室等までの経路上の、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）「敷地内通路(屋外の通路)」が対象です。 ● 一般基準の「<u>7</u>敷地内通路」についても基準が適用されるため、併せて御確認ください。
------	--

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 路面の 仕上げ等	路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ≪令第19条第2項第7号≫ ≪令第17条第1項第1号≫	同左 ≪条例 別表2第9項第8号≫ ≪条例 別表2第7項第1号≫	📌 具体的な整備内容 ・表面は、滑りにくい仕上げとする。 <解説・補足> ・表面は、通行に支障となる凹凸のないものとし、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい材料とする。 ・摩擦係数が極端に異なる仕上げ材料をスポット的に使用することは、雨天時等の歩行に危険を伴うので避ける。 ・砂利敷きは車椅子の走行に支障をきたすため、原則避けること。寺社等の和風建築物との調和等の理由により、砂利敷きとする場合は、薄層にすることや砂利敷きの通行支障に対応するマットを敷設する等の工夫をすること。
(2) 有効幅員	有効幅員は、 <u>130 cm以上</u> とすること。 【移動等円滑化経路】 ≪条例 29条第1項第6号ア≫ 【特定経路】 ≪条例 31条第2項第7号イ≫	有効幅員は、 <u>120 cm以上</u> とすること。 ※ ≪条例 別表2第9項第8号ア≫	<解説・補足> ・敷地内の通路は、利用者の動線が集中することから、空間に余裕をもった計画とすることがある。 ※以下のいずれかに該当し、有効幅員を120 cm確保することが困難な場合、90 cm以上で可とする緩和規定を設けている。

				① 小規模な建築物のバリアフリー経路 ② ホテル・旅館等の利用居室等から条例別表2第4項第8号に規定する便所までの経路 ただし、<u>本緩和規定が適用できるのは、条例別表1で、条例別表2第9項第12号又は第13号の規定が除かれていない場合のみである。</u>
(3) 車椅子転回スペース		50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	同左	 具体的な整備内容 ・50m以内ごとに、車椅子の転回スペース(140cm角以上又は直径150cm以上の円が内接する空間)を設ける。 <解説・補足> ・電動車椅子の転回には更に広い空間が必要となる。(直径180cm以上)
		【移動等円滑化経路】 ≪条例19条第2項第7号ロ≫ 【特定経路】 ≪条例31条第2項第7号ア≫	≪条例 別表2 第9項第8号イ≫	
(4) 傾斜路	ア 有効幅員	・有効幅員は、<u>130 cm以上</u>とすること。 ・段に併設する傾斜路の有効幅員は、90 cm以上とすること。	・有効幅員は、<u>120 cm以上</u>とすること。 ※ ・段に併設する傾斜路の有効幅員は、90 cm以上とすること。	<解説・補足> ・傾斜路は、車椅子使用者が利用する部分であることから、寸法に余裕をもった計画とする。 ※以下のいずれかに該当し、有効幅員を120cm確保することが困難な場合、90 cm以上で可とする緩和規定を設けている。 ①小規模な建築物のバリアフリー経路 ②ホテル・旅館等の利用居室等から条例別表2第4項第8号に規定する便所までの経路 ただし、<u>本緩和規定が適用できるのは、条例別表1で、条例別表2第9項第12号又は第13号の規定が除かれていない場合のみである。</u>
	イ 勾配	【移動等円滑化経路】 勾配は、<u>1/15 以下</u>とすること。ただし、高低差が16 cm以下の場合は、1/8 以下とすること。 【特定経路】 勾配は、<u>1/12 以下</u>とすること。ただし、高低差が16 cm以下の場合は、1/8 以下とすること。	勾配は、<u>1/12 以下</u>とすること。ただし、高低差が16 cm以下の場合は、1/8 以下とすること。	<解説・補足> ・車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とするため、勾配はできる限り緩やかなものとする。

	【移動等円滑化経路】 ≪条例 29 条第1項第 6 号イ(イ)≫ 【特定経路】 ≪条例第 31 条第 2 項第 7 号ウ(イ)≫	≪条例 別表 2 第 9 項第 8 号ウ(イ)≫	
ウ 踊り場	高低差が 75 cmを超える場合は、75 cm以内ごとに踏み幅が 150 cm以上の踊り場を設けること。 【移動等円滑化経路】 ≪条例第 29 条第 6 号イ(ウ)≫ 【特定経路】 ≪条例第 31 条第 2 項第 7 号イ≫	同左 ≪条例 別表 2 第 9 項第 8 号ウ(ウ)≫	<解説・補足> ・傾斜路が長くなる場合は、車椅子使用者が途中で体勢を整えることができる水平な踊り場が必要である。
エ 手すり	手すりを設けること。 【移動等円滑化経路】 ≪条例第 29 条第 6 号イ(エ)≫ 【特定経路】 ≪条例第 31 条第 2 項第 7 号イ≫	同左 ≪条例 別表 2 第 9 項第 8 号ウ(エ)≫	 具体的な整備内容 ・手すりは、傾斜部分の途中からではなく、傾斜の始まりから終わりまで、踊り場も含め、連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを 4～5cm 確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 <解説・補足> ・踊り場も含め、手すりの設置が必要な理由は以下による。 ➢ 法対象：条例 29 条第 1 項第 6 号で規定する「傾斜路」には、踊り場も含むため ➢ 条例対象：条例 別表 2 第 9 項第 8 号で規定する「傾斜路」には、踊り場も含むため ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。
オ 転落防止	両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。 【移動等円滑化経路】 ≪条例第 29 条第 6 号イ(オ)≫ 【特定経路】 ≪条例第 31 条第 2 項第 7 号イ≫	同左 ≪条例 別表 2 第 9 項第 8 号ウ(オ)≫	 具体的な整備内容 ・立ち上がり部の高さは、最低 5 cm 以上とする。 <解説・補足> ・立ち上がり部は連続して設けるものとする。 ・立ち上がり部は、転落や車椅子の脱輪等を防止するものである。そのため、隙間のあるルーバー等や、一定の荷重を支えられない構造・形状・素材等を立ち上がり部に用いることは不可とする。

力 始点・ 終点の 平場 確保	傾斜路の始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	同左	具体的整備内容 - 傾斜路の前後で方向変換が必要な場合、車椅子が転回できるよう、平たんな部分は、140 cm角又は直径 150 cm以上の円が内接する空間以上を確保する。 - 傾斜路の前後で方向変換が不要な場合、平たんな部分は、原則 120 cm以上確保する。※ ※条例対象の小規模な建築物等であり、敷地の状況等により、やむを得ず上記の大きさの平たんな部分を確保できない場合でも、原則、平たんな部分の奥行きは 100 cm以上とする。 <解説・補足> - 上記の平場の空間が必要な理由は、車椅子の J I S 規格の奥行き寸法が 120 cmであるためである。 - 傾斜路の始点又は終点に近接して開き戸がある場合は、上記の大きさに加えて、開き戸の開閉軌跡（開き戸の幅員）以上の平たんな部分を確保する必要がある。
	【移動等円滑化経路】 <<条例第 29 条第 6 号イ(力)>> 【特定経路】 <<条例第 31 条第 2 項第 7 号イ>>	<<条例 別表 2 第 9 項第 8 号ウ(力)>>	

< 2 > 努力基準一覧

施 設	努 力 基 準
箇 所 (番号は表< 1 > に合わせています)	内 容
(1) 有効幅員	◎○有効幅員は 180 cm以上とする。
(4) 傾斜路	◎○（条例対象であっても）勾配は 1/15 以下とする。 ◎幅は、階段に代わるものにあつては、150cm 以上、階段に併設するものにあつては、120cm 以上とする。 ◎高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。 ○長さ 6m 以内ごとに、踏み幅が 150cm 以上の踊り場を設ける。
(5) その他	◎段がある部分は、次に掲げるものとする。 ①有効幅員は、140cm 以上とする。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。 ②蹴上げ 16cm 以下、踏面 30cm 以上とする。 ③両側に手すりを設ける。 ○通路上に排水溝を設ける場合には、車椅子の通行に支障がない構造のふたを設ける。 ○道等と接続する部分については、道等との間に段差が生じないようにする。 ○歩行者用の通路と車路とを区分する。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図9-6-1 敷地内の通路

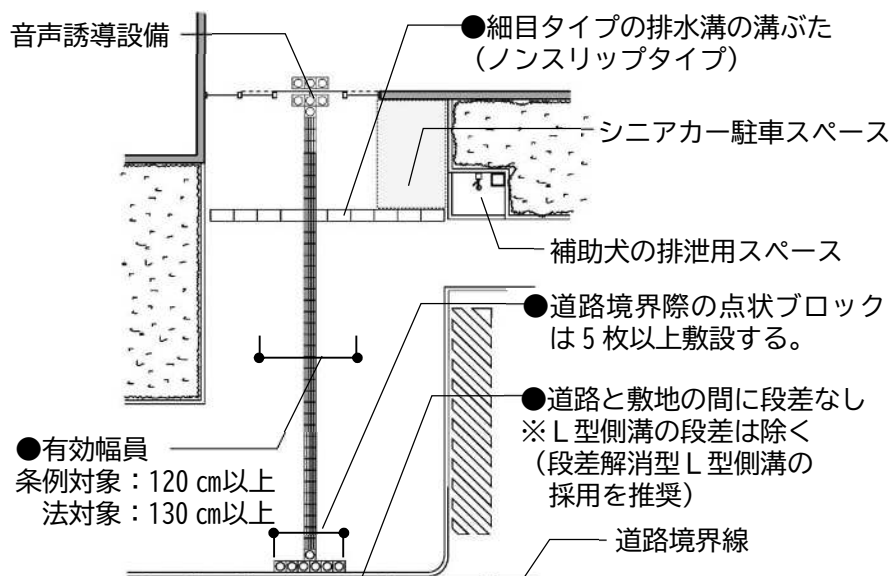
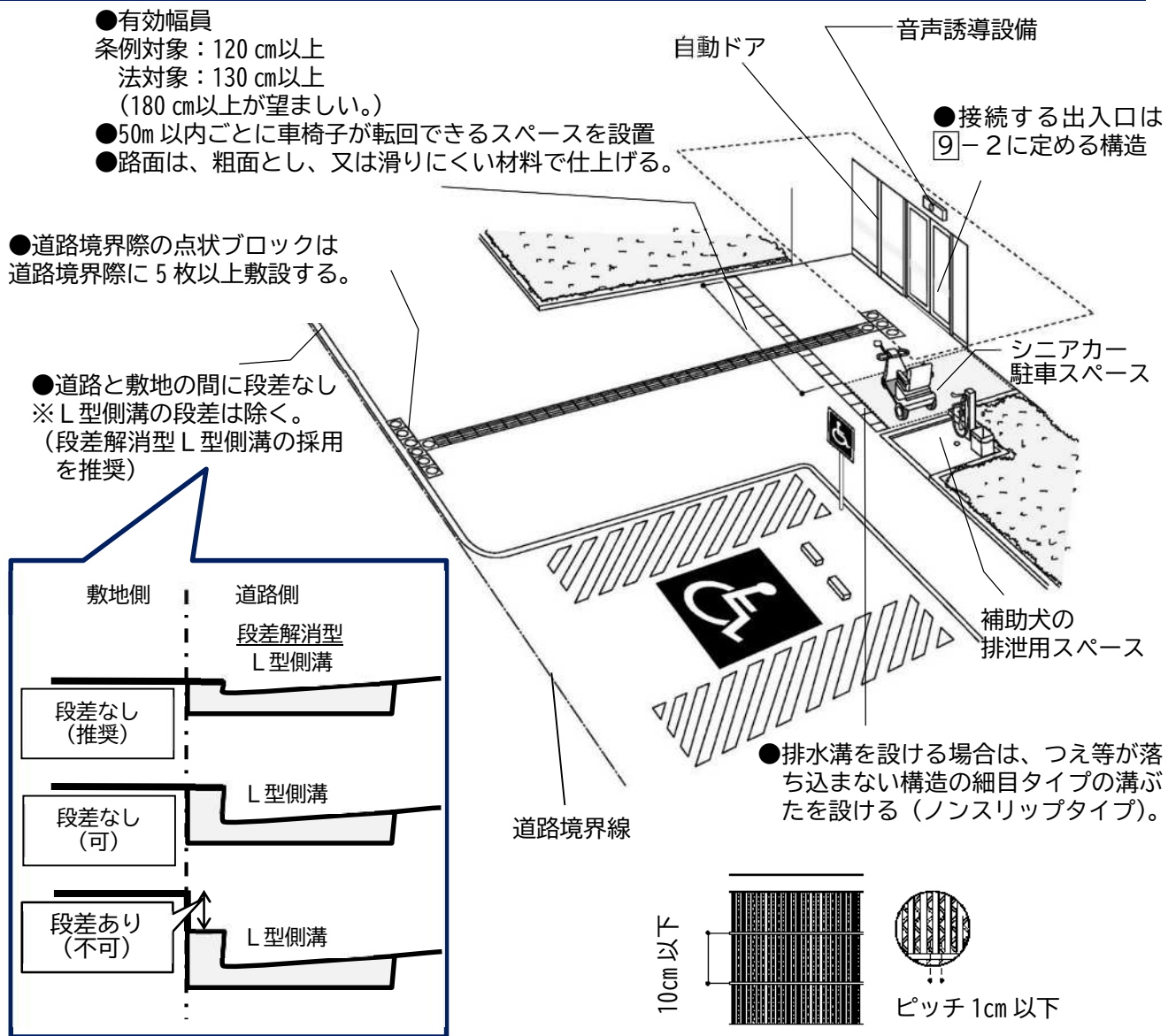
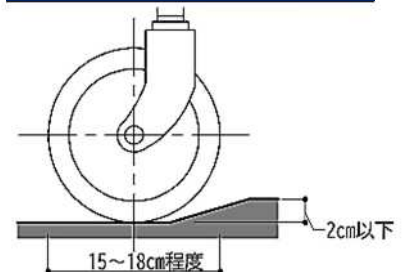


図9-6-2 段差解消の例(参考図)



車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、2cm以下の段差とすること。また、段の角をおとす(すりつけ、面取り、スロープ等)ことが望ましい。

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-6-3 段に併設する傾斜路の例

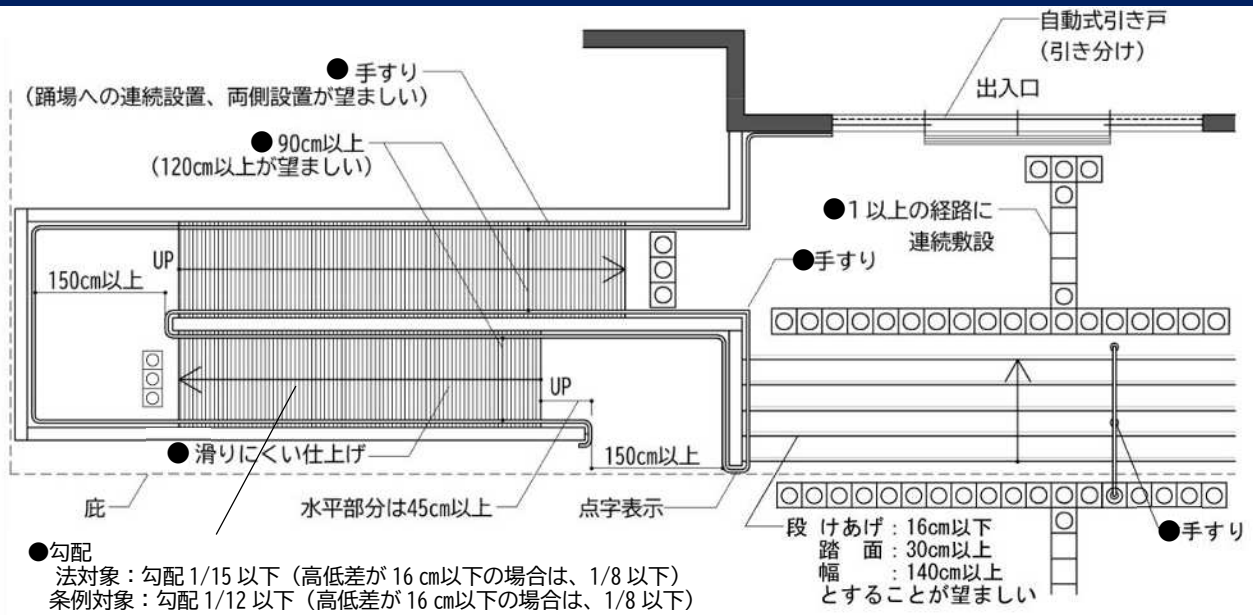
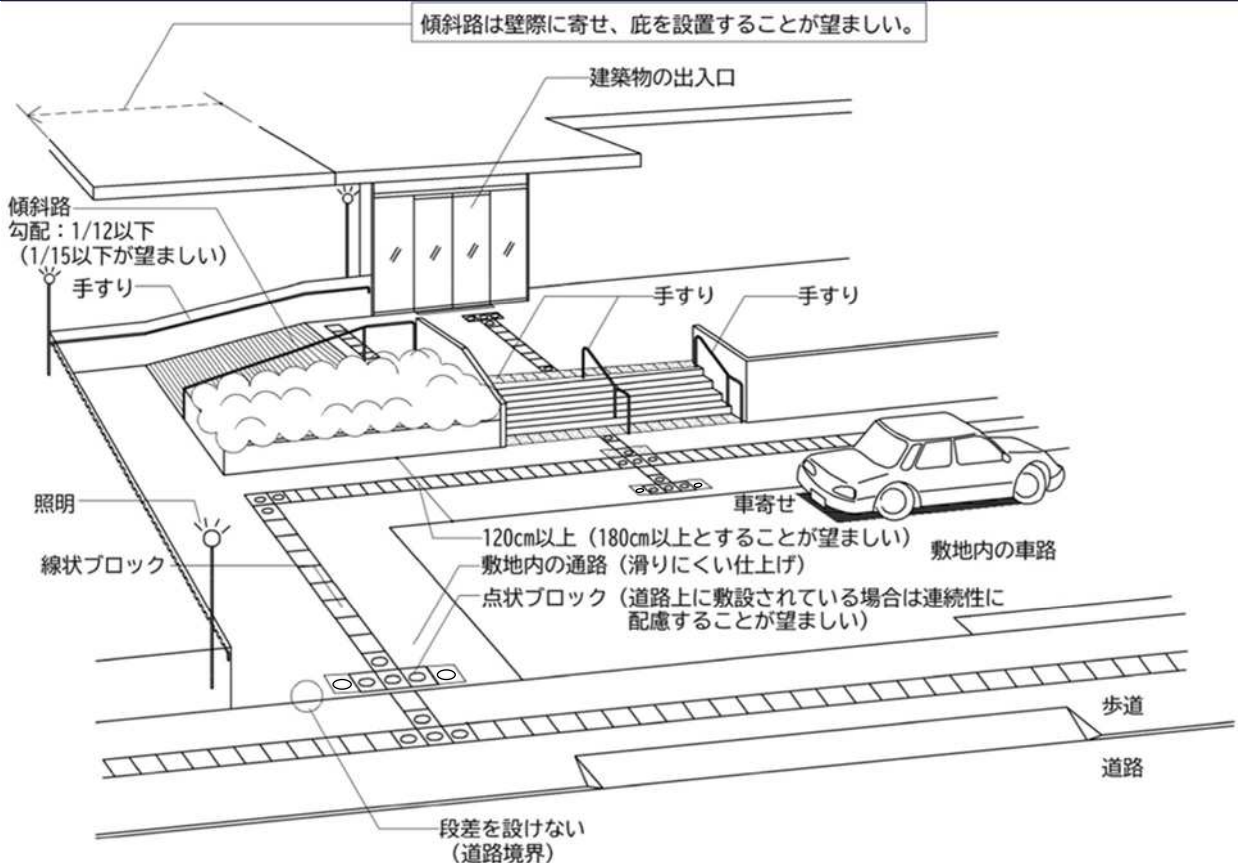


図9-6-4 敷地内の通路 ※段を設けざるを得ない場合の例(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図9-6-5 敷地内の通路の有効幅員(参考図)

※各経路で規定された幅員以上での計画が必要です。

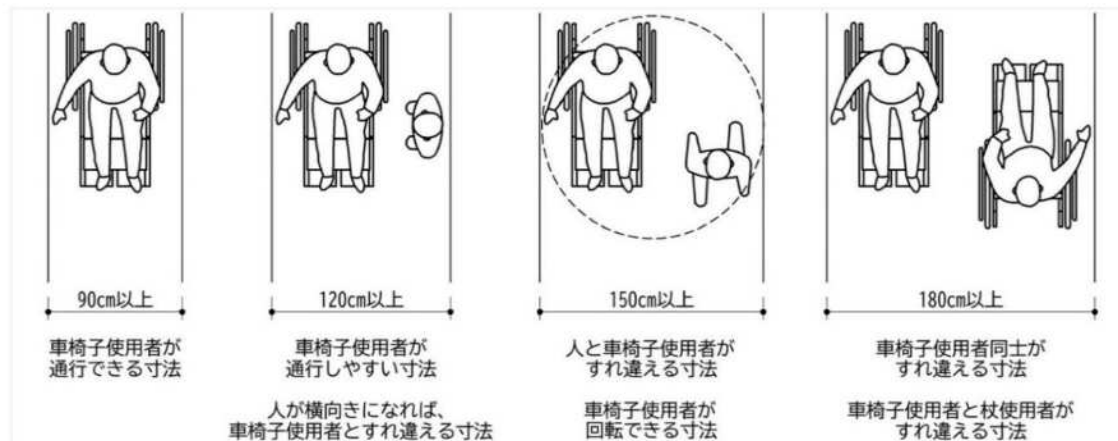


図9-6-6 改善例1(参考図)

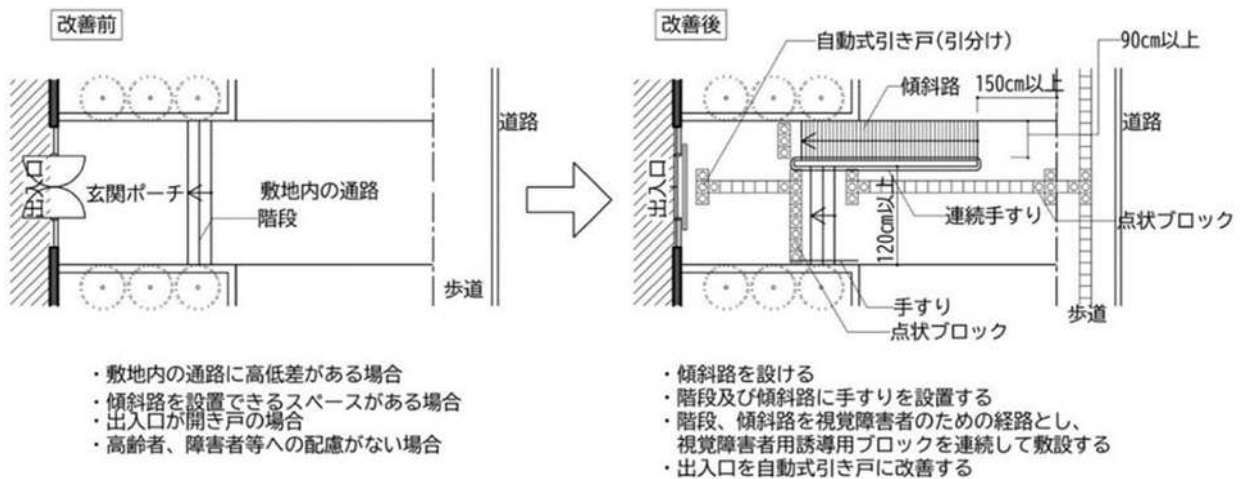
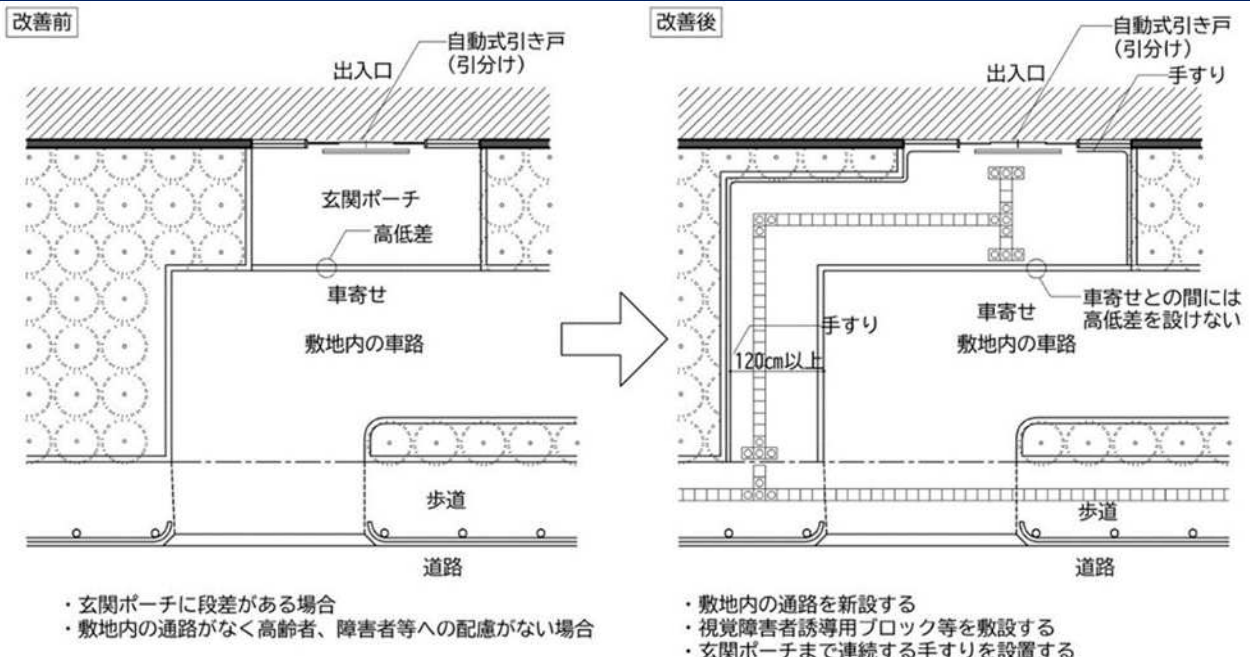


図9-6-7 改善例2(参考図)



10

案内設備・視覚障害者移動等円滑化経路

基本的な考え方

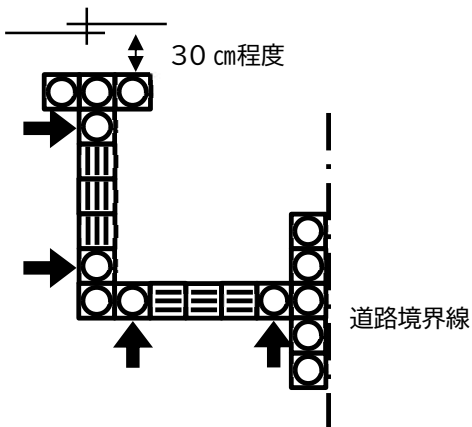
視覚障害のある方が施設を円滑に利用できるよう、道路から施設利用に関する情報が得られる場所まで、遠回りや複雑にならないよう、連続して誘導する必要があります。

< 1 > 整備基準一覧

整備
対象

- 道等から主要な出入口や、道等から案内設備までの経路が対象です。

施設		● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所		法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 案内設備	ア 一般案内設備	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機・便所・駐車施設の配置についての案内設備を設けること。 ※当該昇降機等・便所・駐車施設の配置を容易に視認できる場合を除く。		㊦ 具体的な整備内容 ・以下のいずれかを設置する。 ①案内板等 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機・便所・駐車施設の配置を示したもの ②モニター付きインターホン 施設管理人等が常駐する等で常時対応可能な敷地内の場所に、受信設備を設けたもの ③案内所 建築物の内にある、当該建築物を管理する者等が常時勤務するもの <解説・補足> ・案内設備とは、施設全体の利用に関する情報を得ることができる場所をいい、上記に示す施設を指す。 ・「①案内板等」を、次項イに規定する視覚障害者対応用の案内設備と兼用する場合については、触知案内板等とする必要がある。「②モニター付きインターホン」及び「③案内所」は、次項イに規定する視覚障害者対応用の案内設備とそのまま兼用できる。 ・案内表示等の作成においては、高齢者や色盲者等に配慮して、できるだけシンプルな内容とするとともに、文字の字体・大きさ、文字と背景の配色など見やすさに留意する。
		《令第21条第1項、第3項》		

	イ 視覚障害者 対応	移動等円滑化の措置がとられた昇降機等・便所の配置について、視覚障害者に対応した案内設備を設けること。 ※視覚障害者の利用上支障がないものとして、主として自動車の駐車のために供する施設を除く。		㊦ 具体的な整備内容 - 以下のいずれかを設置する。 ①触知図等による案内板等 移動等円滑化の措置がとられた昇降機等・便所の配置を以下のいずれかの方法で示したもの (ア) 文字等の浮き彫り (イ) 音声案内 (ウ) 点字及び上記(ア)・(イ)に類するもの ②モニター付きインターホン 施設管理人等が常駐する等で常時対応可能な敷地内の場所に、受信設備を設けたもの ③案内所 建築物の内にある、当該建築物を管理する者等が常時勤務するもの <解説・補足> ・「①触知図等による案内板等」における「(イ) 音声案内」とは、常時もしくは人感センサー等で人の存在を感知した際に、自動的に音声を発することで、視覚障害者を適切に誘導する装置を指す。
(2) 視覚障害者 移動等円滑化 経 路	ア 上記イに規定する案内設備及び出入口までの経路	以下の両方の経路に、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置をすること。 ① 道等から主要な出入口まで ②道等から上記イに規定する視覚障害者対応用の案内設備まで ※直進するのみの風除室内は免除	以下のいずれかの経路に、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置をすること。 ① 道等から主要な出入口まで ②道等から上記イに規定する視覚障害者用の案内設備まで ※直進するのみの風除室内は免除	㊦ 具体的な整備内容 ・道路境界際の点状ブロックは5枚以上敷設する。 ・「停止部分」及び「経路が屈曲する部分及びその前後1枚分」を点状ブロックとし、その他の直進部分は線状ブロックで調節する。 ・道路境界際の点状ブロックは、道路境界際に隙間なく、その他の点状ブロックは、扉や壁等から約30cm（点状ブロック1枚分）離して敷設する。 ・点字ブロックは、JIS T9251による突起の形状、寸法及び配列とする。 

		《 条例第 30 条 》	＜解説・補足＞ ・原則、全ての人が等しく、メインアプローチから建物に出入りできるように整備する。そのため、メインアプローチで基準を満たさず、視覚障害者移動等円滑化経路や移動等円滑化経路をサブの別経路や遠回りの経路で確保する計画は避ける。 ・法対象建築物は主要な出入口及び上記イに規定する視覚障害者対応用案内設備まで、条例対象建築物は主要な出入口又は上記イに規定する視覚障害者対応用案内設備までの誘導を行うことにより、視覚障害者が介助なく施設に到達できるようにする。 ただし、敷地の状況等によりやむを得ない場合は、当該敷地内にある案内設備までを誘導の対象とする。 （敷地の状況等によりやむを得ない場合の事例） ➤ 傾斜地の大規模敷地内にあり、主要な出入口まで車で寄り付くことが前提となる車寄せを備えた事例 ➤ 敷地内に複数棟が存在する特定利用の施設（学校、工場等）で、敷地入口に管理人が常駐する案内所（守衛室等）を備え、目的地の主要な出入口まで適切に案内できる事例 など ・点字ブロックとは、床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、容易に識別できるものをいう。 ・点字ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点字ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点字ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。
イ 車路	車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設すること。 《 令第 22 条第 2 項第二号イ 》 《 条例第 30 条 》	同左 《 条例 別表 2 第 10 項第 1 号イ(ア) 》	 具体的な整備内容 ・視覚障害者移動等円滑化経路が車路を横断する場合、車路を横断する前後の部分に、横断歩道の全幅にわたり、点状ブロック等を敷設する。 ・点状ブロックは、JIS T9251 による突起の形状、寸法及び配列とする。 ＜解説・補足＞ ・車路を警告することにより、視覚障害者が安全に車路を横断することができるよう、点状ブロック等は上記の位置に適切に敷設する。 ・点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点状ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そ

				のため、点状ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。
	ウ 段及び 傾斜の上端	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設すること。 ※視覚障害者の利用上支障がないものとして以下のいずれかに該当する場合を除く。 ①勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ②高さが 16 cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ③段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等 《令第 22 条第 2 項第 2 号》 《条例第 30 条》	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設すること。 《条例 別表 2 第 10 項第 1 号イ(イ)》	㊦ 具体的な整備内容 ・視覚障害者移動等円滑化経路上に段又は傾斜がある場合、段又は傾斜の上端には全幅に点状ブロック等を敷設する。 ・段及び傾斜路の手前は約 30 cm (点状ブロック 1 枚分) 空けて点状ブロック等を敷設する。 ・点状ブロックは、JIS T9251 による突起の形状、寸法及び配列とする。 <解説・補足> ・段及び傾斜路の存在を知らせることにより、視覚障害者が誤って転落しないよう、点状ブロック等は上記の位置に適切に敷設する。 ・点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点状ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点状ブロックは、JIS T9251 に合致する、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。
(3) 小規模特例		(1)の規定によることが困難で、以下のいずれかに該当する場合は、点状ブロックによる誘導が免除される。※ ①道等から建築物内に常時勤務する者に連絡可能な設備まで、容易に到達できる場合。 ②常時勤務する者が道等から主たる出入口までの経路を容易に視認することができる場合。 《条例 別表 2 第 10 項第 2 号》	㊦ 具体的な整備内容 ・①、②ともに、常時対応可能な施設管理人等が常駐していることが前提である。 <解説・補足> ※小規模な建築物で、上記(1)の点状ブロックの敷設が困難な場合、緩和規定を設けている。 ただし、<u>本緩和規定が適用できるのは、条例別表 1 で、条例別表 2 第 10 項第 2 号の規定が除かれていない場合のみである。</u>	

< 2 > 努力基準一覧

施 設	努 力 基 準
箇 所 (番号は表< 1 > に合わせています)	内 容
案内設備	○案内表示を設ける場合、文字等は、弱視者、高齢者等が容易に読み取ることができる大きさとし、配色は、弱視者、高齢者等が表示の内容を容易に識別することができる配色とする。 ○用途面積が5、000㎡以上の対象建築物等には、主要な出入口の付近に触知図による当該対象建築物等の案内設備を設ける。 ◇視覚障害者が事前に施設の状況を把握できるよう、ホームページで施設案内図や館内情報を発信する。
(1) 点状ブロック	◇視覚障害者が敷地の入口を探しやすいよう、道路境界際の点状ブロックは、敷地内通路の全幅にわたって設ける。 ◇道路に点字ブロックが敷設されている場合は、道路の点字ブロックとつなげて誘導する。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図10-1 触知案内板

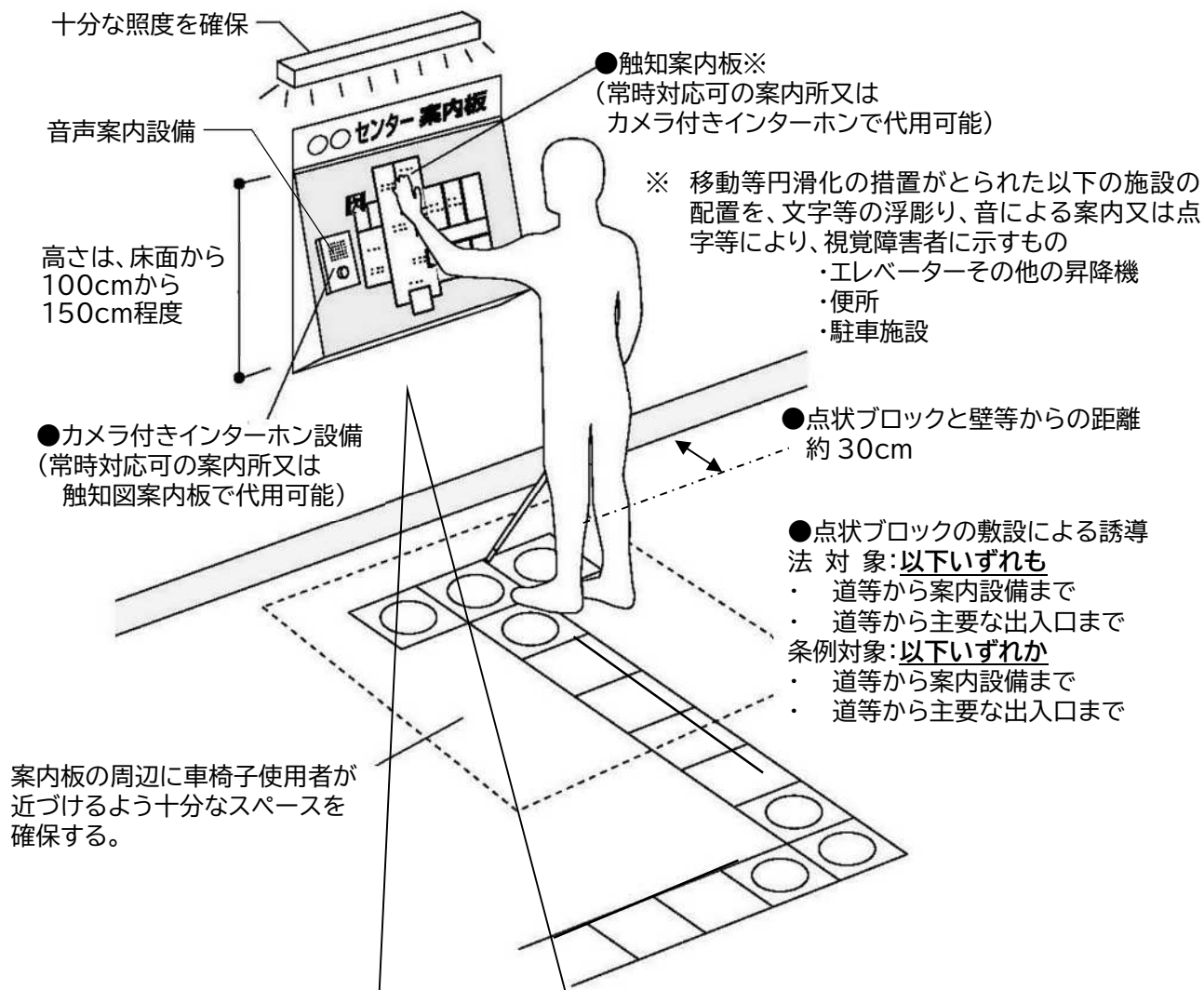


図10-2 案内表示(参考図)

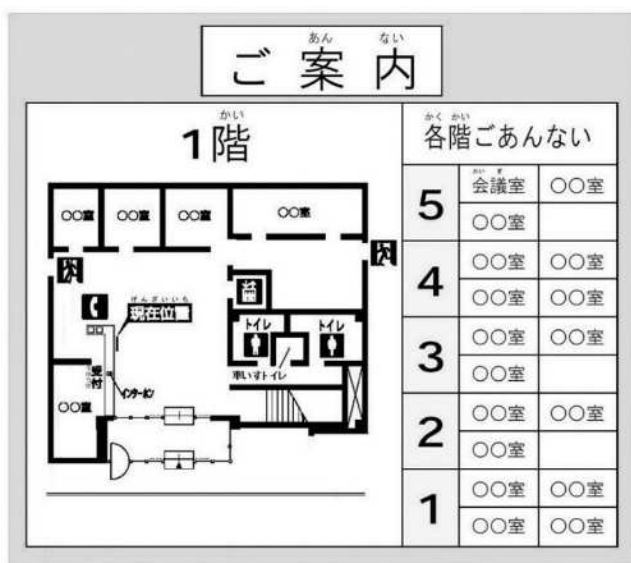
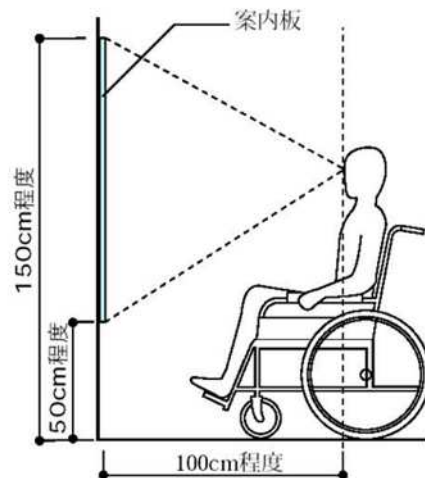


図10-3 案内標示の設置高さ(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

視覚障害のある方の声

初めて行く場所は、どこに何があるのか全く分からず、不安です。点状ブロックで誘導された先に、常時人がいる案内所や、音声案内設備（カメラ付きインターホン）、触知案内板等があると、安心して建物を利用できます。

なかでも特に、「常時人がいる案内所」に誘導してもらうのが望ましいです。点字ブロックを辿り、カメラ付きインターホンや触知案内板の前まで到達できても、設備を探すには手を伸ばして探る必要があり、見つけれない時もあります。カメラ付きインターホンや触知案内板を設ける場合であっても、人感センサーを内蔵させた音声案内で「ここにカメラ付きインターホンがあります。向かって右側には触知案内板があります」等と案内してもらえると大変助かります。



<触知による情報伝達(触知案内板)の配慮事項>

- ・平面図の間取りの枠線自体を手で触ってわかるよう盛り上げる。(枠線の盛り上がりがないと、点字の室名がとびとびにあるだけにしか感じられず、部屋の配置を理解できない。)
- ・手を怪我するおそれがあるため、点字の凹凸を尖らせすぎない。
- ・触知図のみで一度に情報を把握することは難しいため、音声案内等と組み合わせる。
- ・点字が読めない視覚障害者もいるため、浮き文字を併記する。

図10-4
視覚障害者用テンキー（参考図）

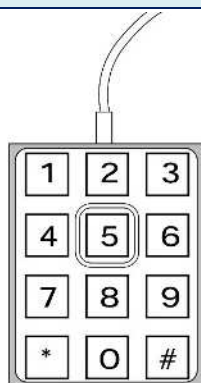


図10-5
視覚障害者に対応した便所案内板例(参考図)

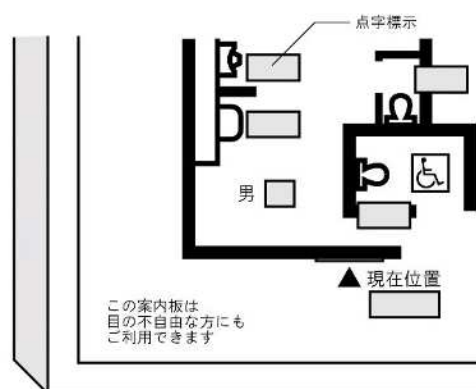


図10-6
手すりの点字表示位置（参考図）

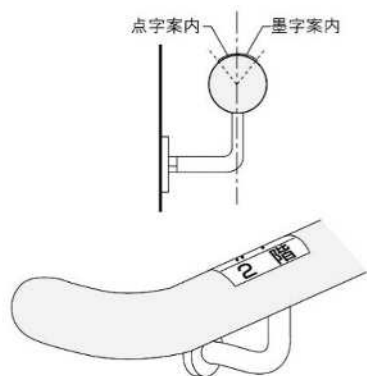
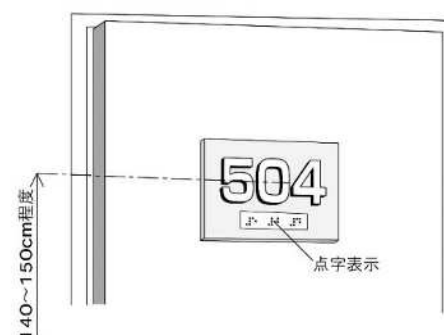


図10-7
客室の室名表示例(浮き文字)(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

<点状ブロックについて>

点状ブロックは、視覚障害者の屋内外での移動を支援するものとして必要不可欠なものである。

したがって、点状ブロックは、周囲の床とはっきり区別のつく色を選ぶ。

また、床と色が同化してしまう場合は、点状ブロックの周囲の床を着色し、点状ブロックの視認性を高める工夫もある。(写真参照)



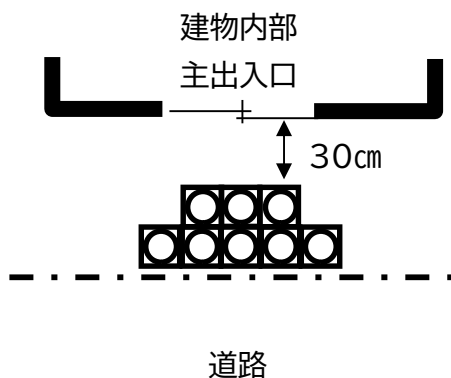
<狭小地における点状ブロックの敷設について>

視覚障害のある方は、点字ブロックがあることで、主出入口の位置等を認識できるため、狭小地であっても、点字ブロックを敷設することは必要である。

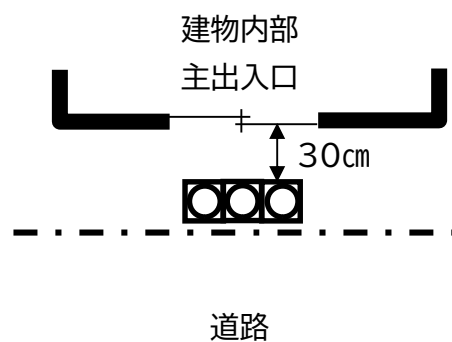
点字ブロックは、原則、扉等から30cm程度離して敷設するが、やむを得ず30cm程度離せない場合は、点字ブロックがシート状の場合はカットする、鋏タイプの場合は、鋏の数を調整する等して敷設すること。

シート状の点字ブロックをカットする場合は、カットした面がめくれあがり、つまづくことのないよう、適切に維持管理を行う。

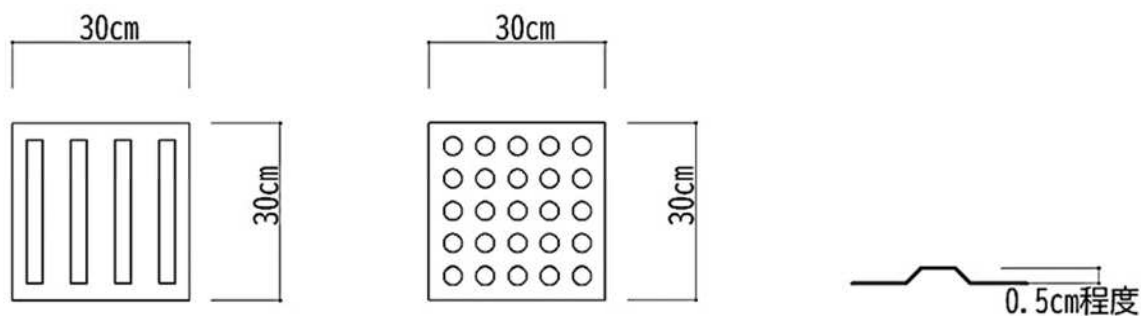
【ケース1】



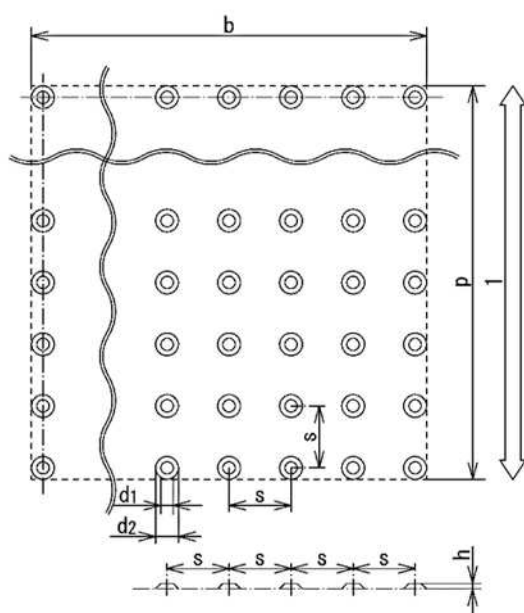
【ケース2】



■視覚障害者誘導ブロック等(第4章 JIS T 9251 参照)



■点状突起の配列及び寸法(JIS T 9251 の図をもとに作成)



単位:mm

記号	寸法	許容差
d_1	12.0	+1.5 0
d_2	$d_1+10.0$	
s	55.0~60.0 ^{a)}	
h	5.0	+1.0

l : 想定する主な歩行方向

d_1 : 点状突起の上面半径

d_2 : 点状突起の基底部の直径

s : 隣接する点状突起の中心間の距離

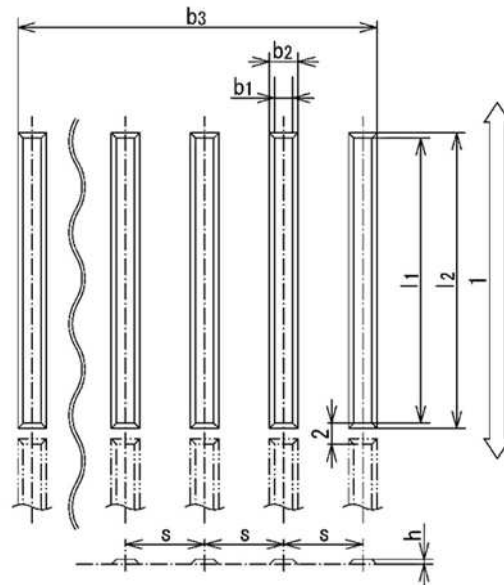
h : 点状突起の高さ

b : 有効幅

p : 有効奥行き

注^{a)} ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の寸法を一つ選定して製造する。

■線状突起の配列及び寸法(JIS T 9251 の図をもとに作成)



単位:mm

記号	寸法	許容差
b_1	17.0	+1.50 0
b_2	$b_1+10.0$	
s	75.0	
h	5.0	+1.0
l_1	270.0以上	
l_2	$l_1+10.0$	

1 : 示そうとする歩行方向

2 : 排水用の隙間(線状突起の上面間)

b_1 : 線状突起の上面幅

b_2 : 線状突起の基底部の幅

b_3 : 有効幅

s : 近接する線状突起の中心間の距離

h : 線状突起の高さ

l_1 : 線状突起の上面の長さ

l_2 : 線状突起の基底部の長さ

11 劇場等の客席

基本的な考え方

劇場や観覧場、集会場等は、出入口から容易に到達できる場所に、車椅子を使用されている方が利用できる座席スペースを設けるとともに、車椅子を使用されている方が友人や家族と利用できるよう配慮します。

また、高齢者や障害のある方の舞台や楽屋の利用のしやすさにも配慮してください。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	以下に掲げる用途で、客席を設ける場合に対象となります。 ● 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ● 集会場又は公会堂 ● なお、学校等の他用途の施設においても、上記同様の利用をする場合は、対象となる場合があります。
------	--

施 設	● 整 備 基 準		具 体 的 な 整 備 内 容 と 解 説 ・ 補 足										
箇 所	法 対 象 (特 別 特 定 建 築 物)	条 例 対 象 (特 定 建 築 物)											
(1) 車椅子使用者 用部分(区画) の設置	客席には、座席の数に応じ て必要な数以上の車椅子使用 者用部分を設けること。	客席には、座 席の数に応じて 必 要 な 数 以 上 の、車椅子使用 者が利用するこ とができる区画 を設けること。	🔑 具体的な整備内容 ・車椅子使用者用部分(区画)を以下の数以上設置すること。 【法対象】 <table><tr><td>～400 席</td><td>2 以上</td></tr><tr><td>401 席～</td><td>座席数の 1/200 以上 (少数点以下切上げ)</td></tr></table> 【条例対象】 <table><tr><td>～400 席</td><td>2 以上</td></tr><tr><td>401～2000 席</td><td>座席数の 1/200 以上 (小数点以下切上げ)</td></tr><tr><td>2001 席～</td><td>10 以上</td></tr></table> <解説・補足> ・車椅子使用者用部分(区画)は、座席数に関わらず、最低2以上必要である。 ・車椅子使用者用区画は、車椅子使用者が自由に座席を選択でき、家族、友人とともに利用できるよう計画する。 ・固定区画のほか、跳ね上げ式又は取り外し可能な客席を設け、車椅子使用者等の数に柔軟に対応できる計画とする。	～400 席	2 以上	401 席～	座席数の 1/200 以上 (少数点以下切上げ)	～400 席	2 以上	401～2000 席	座席数の 1/200 以上 (小数点以下切上げ)	2001 席～	10 以上
	～400 席	2 以上											
401 席～	座席数の 1/200 以上 (少数点以下切上げ)												
～400 席	2 以上												
401～2000 席	座席数の 1/200 以上 (小数点以下切上げ)												
2001 席～	10 以上												
	≪令 15 条第 1 項≫	≪条例 別表 2 第 11 項第 1 号≫											

(2) 車椅子使用者用部分(区画)の構造	ア	幅は 90cm 以上とすること。	幅は 85cm 以上とすること。	具体的な整備内容 ・車椅子使用者用部分(区画)が他の客席より高い位置にある場合は、脱輪防止用の立ち上がり設ける。 <解説・補足> ・電動車椅子に対応する場合は、1 席あたり、幅 90cm 以上、奥行き 140cm 以上が必要となる。 (電動車椅子の JIS 規格最大寸法：全幅 70cm×全長 120cm) ・当該客席に至るまでの経路上や、経路に近接した部分に段がある場合は、暗がりでも段が認識できるよう足元灯を設置する等の配慮が必要である。
	イ	奥行きは 135 cm 以上とすること。	奥行きは 120 cm 以上とすること。	
	ウ	床は、平らとすること。	同左	
		《告示 1073 号》	《条例 別表 2 第 11 項第 2 号》	

< 2 > 努力基準一覧

施 設	努 力 基 準
箇 所 (番号は表< 1 >に合せています)	内 容
(2) 車椅子使用者用部分(区画)	◎座席の数が 100 以下の場合は 2 以上、座席の数が 100 を超え 200 以下の場合は座席の数に 2/100 を乗じた数以上、座席の数が 200 を超え 2,000 以下の場合は座席の数に 1/100 を乗じた数に 2 を加えた数以上、座席の数が 2,000 を超える場合は座席の数に 75/10,000 を乗じた数に 7 を加えた数以上の以下に定める構造の車椅子使用者用部分を設ける。(小数点以下切上げ) ・幅は、90cm 以上とする。 ・奥行きは、150cm 以上とする。 ・床は、平らとする。 ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする。 ・同伴者用の座席又はスペースを隣接して設ける。 ◎座席の数が 200 を超える場合、上記の規定による車椅子使用者用部分を 2 箇所以上に分散して設ける。 ○車椅子使用者用区画の整備義務がない施設においても、座席を 100 席以上設ける場合には、条例別表 2 11 の項第 2 号に定める車椅子使用者用区画を 2 以上設ける。 ○車椅子使用者用区画は、次に掲げるものとする。 ・幅は、90cm 以上とする。 ・奥行きは、150cm 以上とする。
(3) その他	○ヒアリンググループ(磁気ループ)その他の聴覚障害者用の集団補聴装置を設ける。 <解説・補足> ヒアリンググループ(磁気ループ)とは、補聴器に直接音声を送るための装置である。 補聴器は、遠くよりも近くの音を集めるため、映画館、劇場等ではこの装置が必要となる。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図11-1 客席

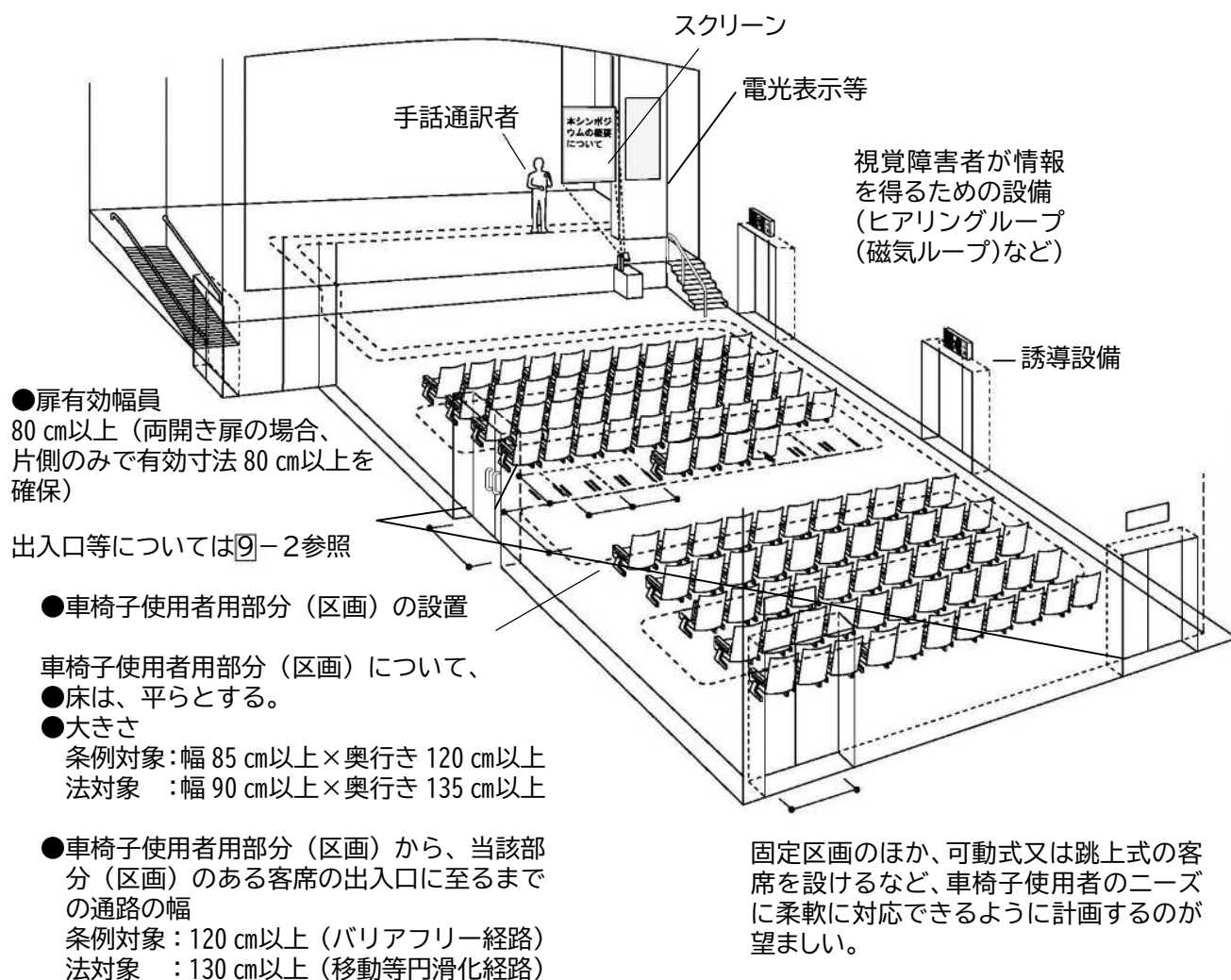
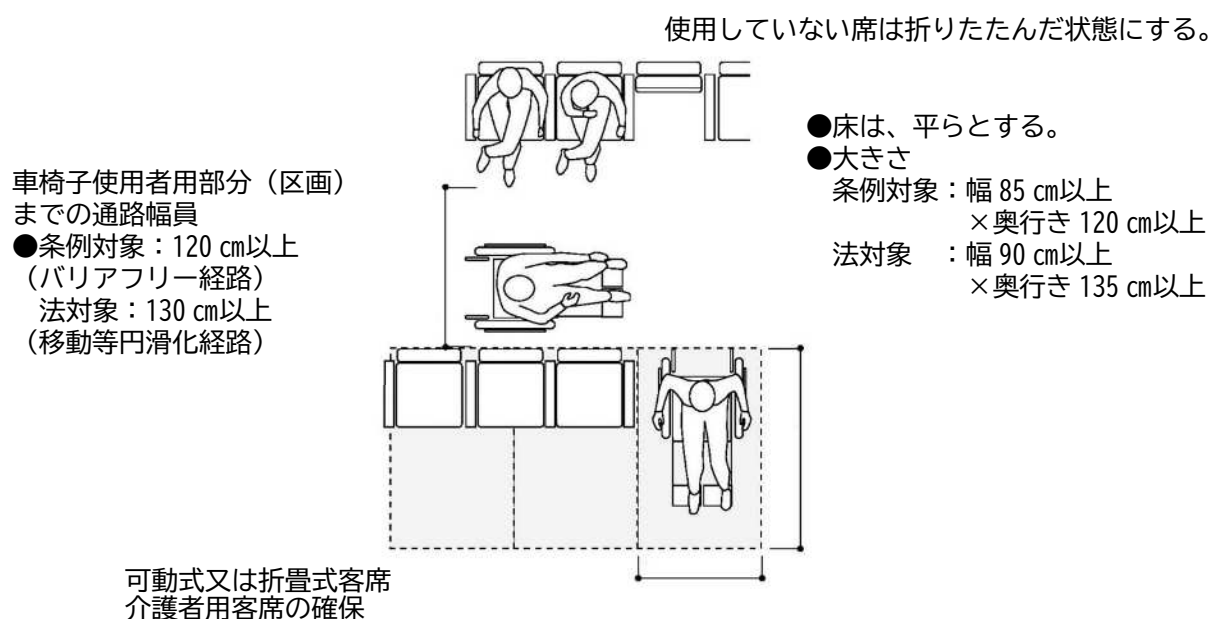


図11-2 車椅子使用者用部分



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図11-3 客席、舞台に設けるスロープ(参考図)

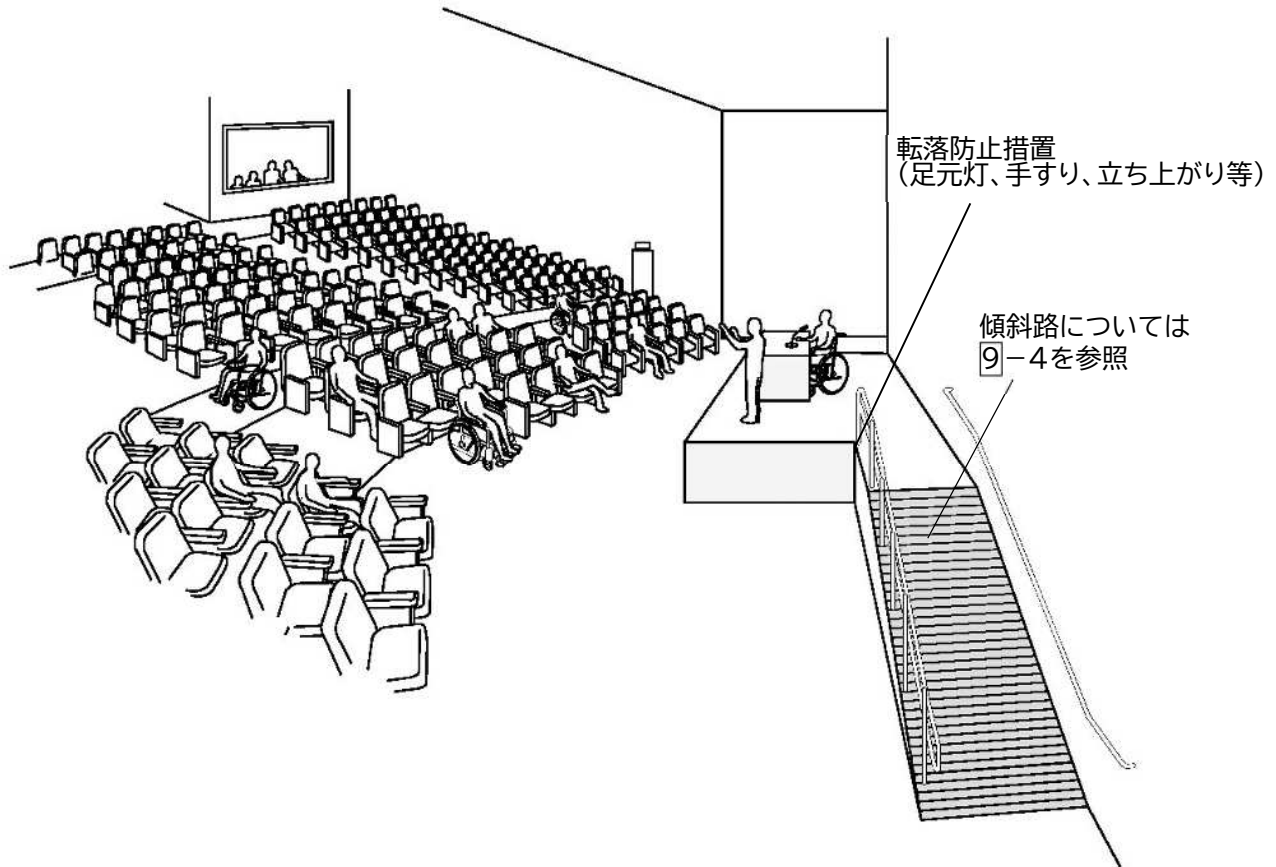
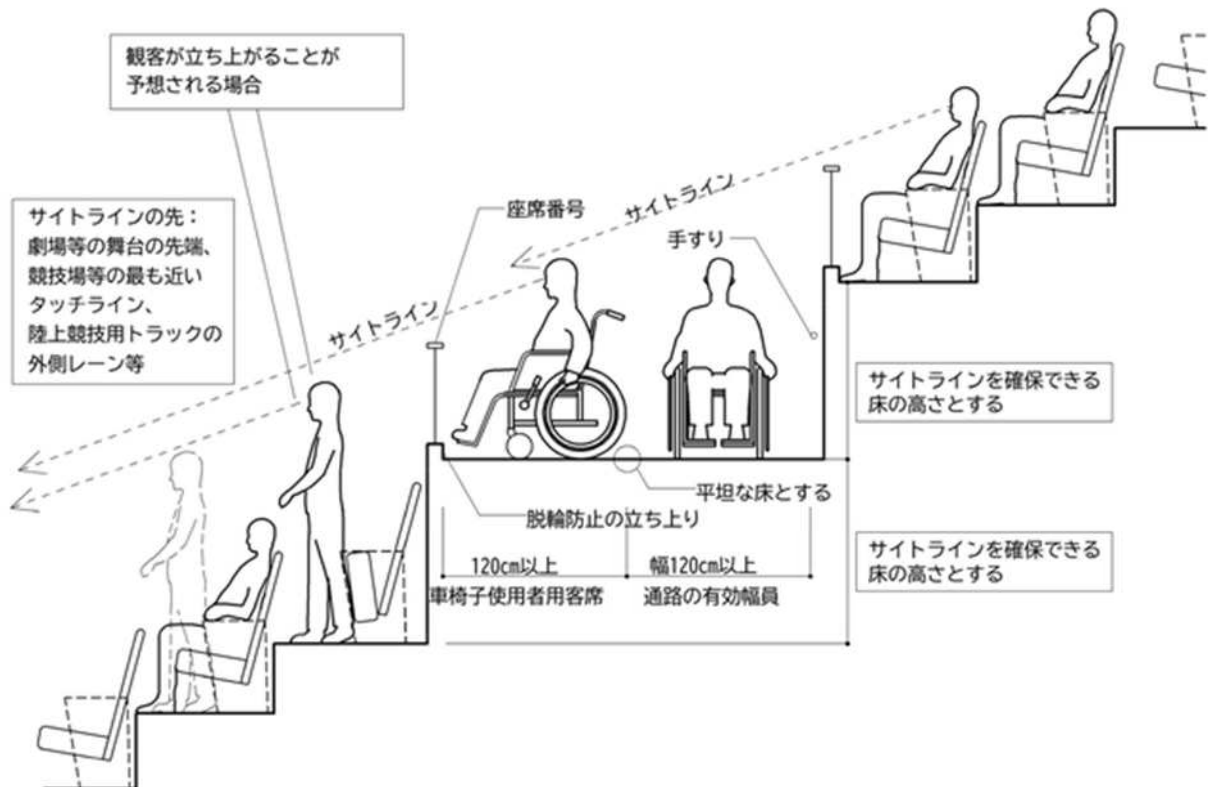


図11-4 サイトラインの例(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

12

子育て支援措置（ベビーベッド等）

基本的な考え方

乳幼児を同伴する人が利用する施設には、おむつ替えや授乳のための場所を設けます。これらの場所は、男女ともに利用できるように計画します。



< 1 > 整備基準一覧

施設 箇所	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) ベビーベッ ドの設置	ベビーベッドその他乳幼児のおむつを取り替えることができる設備1以上（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）を設けること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・ベビーベッド等のおむつの取り換えに必要な設備及び空間を適切に配置する。 ・ベビーベッドを便所内に設ける場合は、保護者の性別に関係なく利用できるものとする。
	《条例第26条第10号》	《条例 別表2第12項第1号》	
(2) ベビーベッ ドの表示	便所内に(1)の設備を設ける場合には、当該便所の出入口又はその付近に、その旨を表示したJIS規格の標識を掲示すること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・設けた設備に応じて、適切にJIS規格の標識を掲示する。 【便所内にベビーベッドを設けた場合】 「おむつ交換台」のJIS規格の標識  おむつ交換台 Diaper changing table 【授乳施設を設けた場合】 「授乳施設」のJIS規格の標識  授乳室（女性用） Baby feeding room (for women)  授乳室（男女共用） Baby feeding room (for men and women) 【ベビーケアルームを設けた場合】 「ベビーケアルーム」のJIS規格の標識  ベビーケアルーム Baby care room
	《条例第26条第11項》	《条例 別表2第12項第2号》	

			※複数の設備を設けた場合、該当する標識を複数掲示してもよい。 <解説・補足> ・利用者に分かりやすいよう、施設の場所へ案内するための標識も適切に設ける。
--	--	--	---

<2> 努力基準一覧

努 力 基 準	
箇 所 (番号は表<1>に合せています)	内 容
(1) ベビーベッドの設置	◇ベビーベッドまでベビーカーが寄り付くことができ、周囲にベビーカーを置いておけるスペースを設ける。
その他	○用途面積が5,000㎡以上の対象建築物等には、授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける。 ○上記の施設には、椅子、ベビーベッドその他の授乳及びおむつの取替えを円滑に行うための設備を適切に配置し、出入口又はその付近に標識を掲示する。 ◇授乳のためのスペースは、カーテンや、ついたて等によりプライバシーの確保をする。 ◇授乳のためのスペース周辺には、荷置き場等を適切に設ける。 ◇母乳及び哺乳ビンによる授乳に対応した設備を設ける。 ◇授乳のためのスペースまでベビーカーが寄り付くことができ、周囲にベビーカーを置いておけるスペースを設ける。

<2>の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図12-1 授乳・休憩施設の例

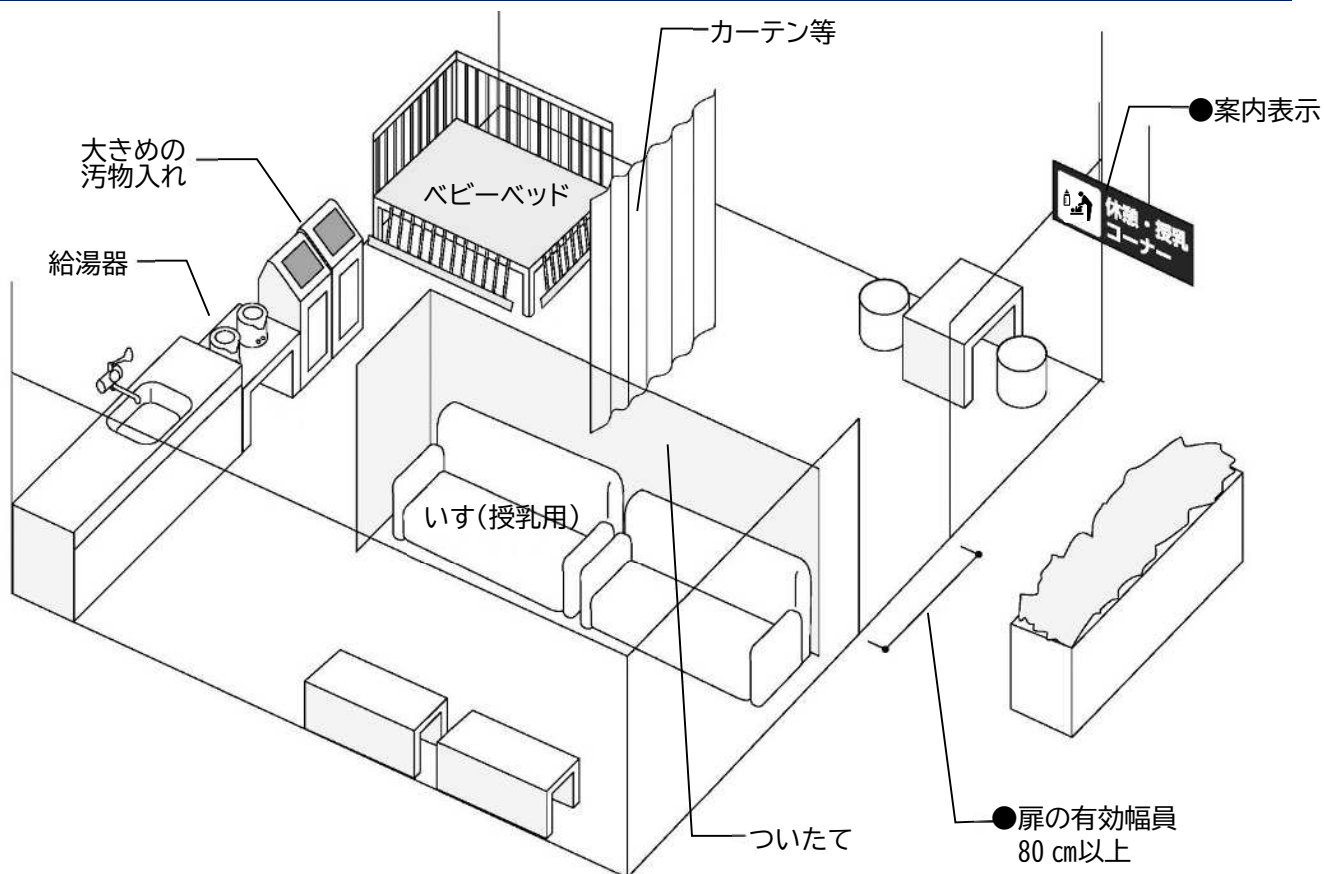


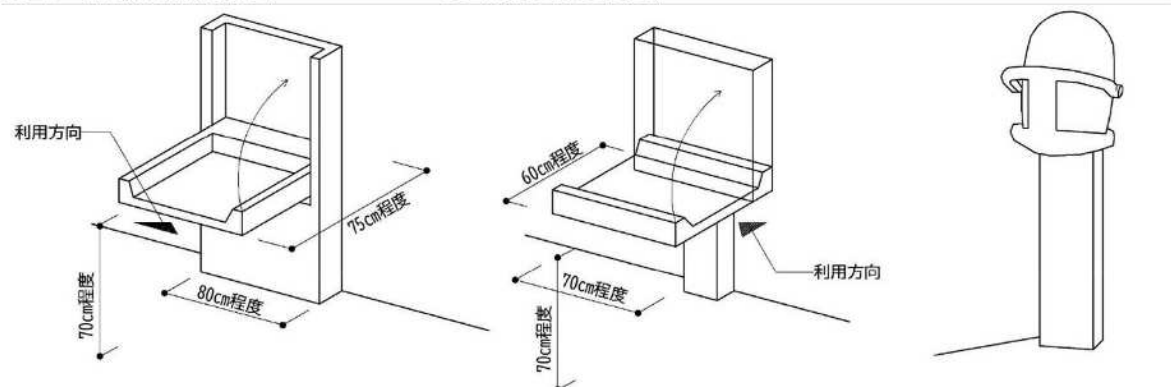
図12-2 授乳施設等に関するピクトサイン(JIS 規格)



図12-3 乳幼児用おむつ交換台(生後1ヶ月から2歳半程度の例)(参考図)

○壁・床取り付け方式

○壁取り付け方式



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。